

平成17年度

母子家庭の母の就業支援施策の実施状況

平成18年度

母子家庭の母の就業支援施策

第164回国会（常会）提出

この文書は、母子家庭の母の就業の支援に関する特別措置法（平成15年法律第126号）第3条の規定に基づく平成17年度における母子家庭の母の就業の支援に関する施策の実施の状況及び平成18年度において講じようとする母子家庭の母の就業の支援に関する施策について報告を行うものである。

平成17年度

母子家庭の母の就業支援施策の実施状況

第164回国会（常会）提出

目 次 ■■■■

第1章 母子家庭をめぐる状況

第1節	母子家庭の生活の状況	2
1	急増する母子家庭等	2
2	母子家庭の収入の状況等	3
3	暮らし向きについての意識	5
第2節	近時の立法措置	6
1	母子及び寡婦福祉法等の改正	6
2	母子家庭の母の就業の支援に関する特別措置法の制定	7
3	地方自治法施行令の一部改正	8
4	児童扶養手当法の一部改正	9

第2章 就業支援に関する施策等

第1節	母子家庭の母の就業支援に関する施策	12
1	就業相談・就職支援	12
	(1) 母子自立支援員の配置	12
	(2) 母子家庭等就業・自立支援センター	13
	(3) 公共職業安定所における職業相談、職業指導	17
2	職業能力開発	17
	(1) 自立支援教育訓練給付金	17
	(2) 高等技能訓練促進費	19
	(3) 公共職業訓練の実施	20
	(4) 保育士資格の取得	21
3	雇用・就業機会の増大	21
	(1) 特定求職者雇用開発助成金	21
	(2) 常用雇用転換奨励金	21
	(3) トライアル雇用奨励金	22
	(4) たばこ事業法の許可基準の特例	22
	(5) 母子福祉団体等への事業発注の推進	23
	(6) 特定事業推進モデル事業	24
4	児童扶養手当受給者に対する就労支援事業（自立支援プログラム）	25
5	行政機関等における雇用促進の取組み	27
第2節	母子家庭の母の就業に資する施策	29
1	女性のチャレンジ支援策の推進	29
	(1) 女性のチャレンジ支援策の推進	29
	(2) 女性のチャレンジ支援のためのその他の取組み	29

2	男女の均等な機会の確保対策の推進	30
	(1) 男女雇用機会均等に関する法制の強化	30
	(2) 均等取扱いのための指導等の実施	30
	(3) 企業における女性の能力発揮のための積極的取組み(ポジティブ・アクション)の推進	30
	(4) 職場におけるセクシュアルハラスメント防止対策の推進	30
	(5) 「女性と仕事の未来館」の運営	31
3	パートタイム労働対策の推進	31
4	仕事と家庭の両立支援対策の推進	31
	(1) 次世代育成支援対策推進法	31
	(2) 育児・介護休業法の施行	32
	(3) ファミリー・フレンドリー企業の普及促進	32
	(4) フレーフレー・テレフォン事業の推進	32
	(5) 育児・介護等のために退職した者に対する再就職支援の推進	32
5	両立支援ハローワーク	32
6	無料職業紹介事業者研修会	33
7	行動計画に基づく次世代育成支援対策の推進	33

第3章 生活支援に関する施策等

第1節	母子家庭の生活支援に関する施策	36
1	母子家庭等日常生活支援事業	36
2	子育て短期支援事業	36
3	ひとり親家庭生活支援事業	36
4	子育て支援基金事業による民間団体への助成	37
5	母子生活支援施設	38
6	居住の安定確保	40
第2節	保育等	42
1	保育所の整備	42
2	保育所への優先入所	42
3	延長保育	42
4	夜間保育	43
5	乳幼児健康支援一時預かり事業(病後児保育)	43
6	放課後児童健全育成事業(放課後児童クラブ)	44

第4章 自立を促進するための経済的支援策等

第1節	児童扶養手当	46
第2節	母子福祉資金貸付金	48
第3節	養育費の確保策	51
1	養育費確保の現状	51
2	養育費の手引きの作成等	51
3	民事執行法の改正	54
4	母子福祉資金貸付金の貸付け	54
5	地方公共団体における相談	54

コラム目次

コラム1	地域に根ざした静岡の母子家庭等就業・自立支援センター	16
コラム2	北海道母子寡婦福祉連合会の公共施設清掃事業の受託について	24
コラム3	おおたITビジネスモデル事業	25
コラム4	仙台市における母子自立支援プログラム策定事業及び生活保護受給者等 就労支援事業	26
コラム5	NPO法人Winkの離婚後の親子関係修復のための啓発事業	55

第1章

母子家庭をめぐる 状況

第1節 母子家庭の生活の状況

1 急増する母子家庭等

我が国の年間離婚件数は、昭和39（1964）年以降毎年増加し、昭和58（1983）年をピークに減少したが、平成3（1991）年から再び増加し、平成14（2002）年には、約29万組となり、過去最高となった。平成16（2004）年は27万1千組と減少に転じ、平成17（2005）年は約26万2千組と推計されており、平成16（2004）年よりさらに減少するものと見込まれている（厚生労働省大臣官房統計情報部「人口動態統計」図表1-1-1）。家庭裁判所における婚姻関係事件では、申立て（67,688件）の動機として多いものは、性格が合わない（32,911件、48.6%）、異性関係（16,856件、24.9%）、暴力を振るう（15,889件、23.5%）である（最高裁判所「司法統計年報」（平成16年）、申立ての動機は、申立人の言う動機のうち主なものを3個まで挙げる方法で調査し、重複集計したもの。）。

図表1-1-1 離婚件数の推移

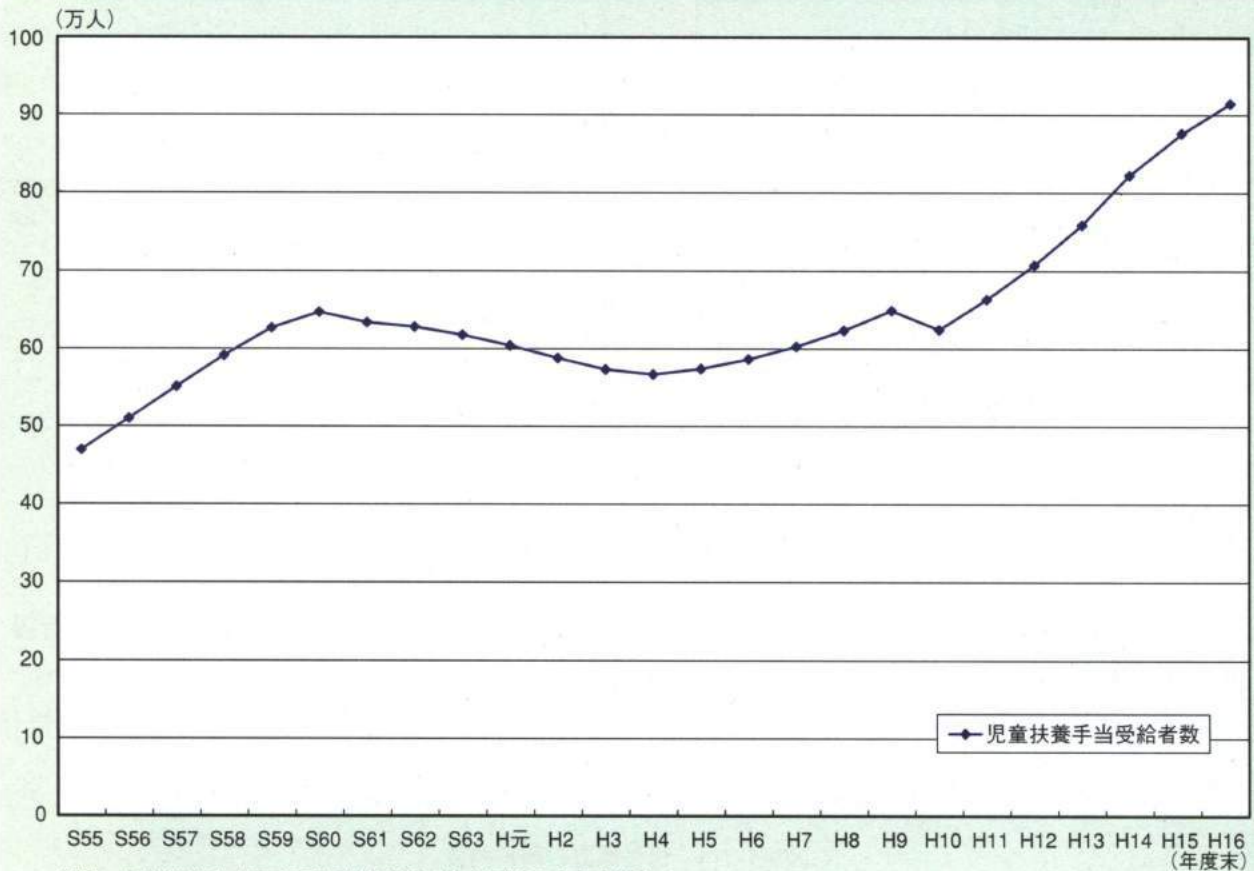


母子世帯数をみると、平成15（2003）年現在であるが1,225,400世帯と、5年前の954,900世帯に対し、28.3%の増加となっている。母子世帯となった理由は、離婚（79.9%）、死別（12.0%）、未婚時の出産（5.8%）等である。また、母子世帯の母の平均年齢は39.1歳と5年前の40.9歳と比べて1.8歳、末子の平均年齢は10.2歳と、5年前の10.9歳と比べ0.7歳、母子とも平均年齢が低下している（厚生労働省雇用均等・児童家庭局「全国母子世帯等調査」）。

母子家庭の増加により、児童扶養手当（第4章第1節参照）の受給者数も増加しており、平

成12（2000）年度末708,395人、平成13（2001）年度末759,197人、平成14（2002）年度末822,958人、平成15（2003）年度末871,161人、平成16（2004）年度末911,470人（厚生労働省大臣官房統計情報部「社会福祉行政業務報告」図表1-1-2）であり、平成18（2006）年1月末現在では、962,185人（概数）である（厚生労働省大臣官房統計情報部「福祉行政報告例」）。

図表1-1-2 児童扶養手当受給者数の推移

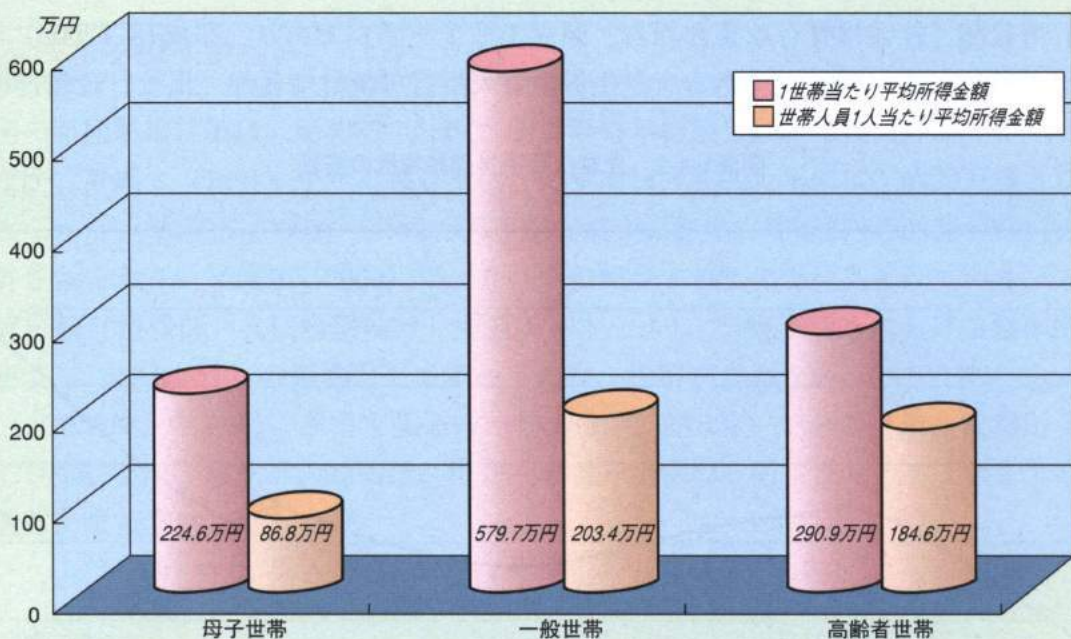


2 母子家庭の収入の状況等

母子家庭の1世帯当たり平均所得金額は、224万6千円であり、世帯人員1人当たり平均所得金額は86万8千円である。

一般世帯の1世帯当たり平均所得金額579万7千円、世帯人員1人当たり平均所得金額203万4千円、高齢者世帯の1世帯当たり平均所得金額290万9千円、世帯人員1人当たり平均所得金額184万6千円に比べ低い水準にとどまっている（厚生労働省大臣官房統計情報部「国民生活基礎調査」（平成16年）図表1-1-3）。

図表1-1-3 1世帯当たり平均所得金額及び世帯人員1人当たり平均所得金額



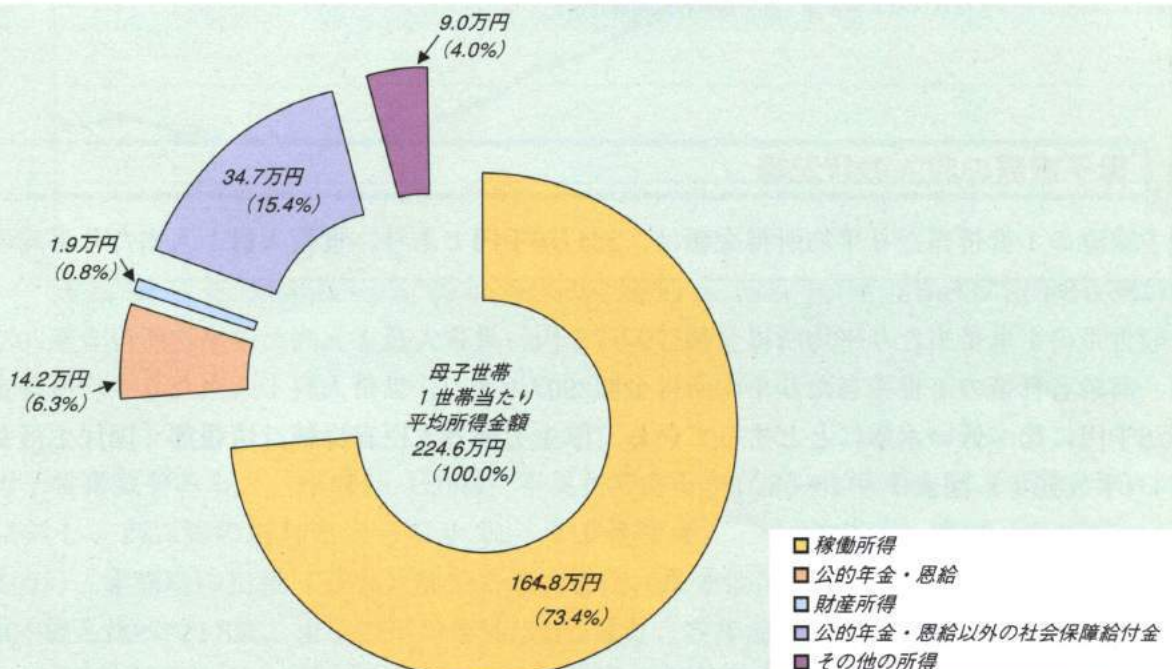
資料：厚生労働省大臣官房統計情報部「国民生活基礎調査」（平成16年）

(注) 1. 「一般世帯」とは、「母子世帯」及び「高齢者世帯」を含む全世帯の数値である。

2. 「母子世帯」は客体が少ないため、数値の使用には注意を要する。

母子家庭1世帯当たりの平均所得（224.6万円）の内訳をみると、その73.4%は「稼働所得」（164.8万円）であり、15.4%は公的年金・恩給以外の社会保障給付金であり、この公的年金・恩給以外の社会保障給付金の中には児童扶養手当も含まれている（厚生労働省大臣官房統計情報部「国民生活基礎調査」（平成16年）図表1-1-4）。

図表1-1-4 母子家庭の所得構成



資料：厚生労働省大臣官房統計情報部「国民生活基礎調査」（平成16年）

(注) 「母子世帯」は客体が少ないため、数値の使用には注意を要する。

母子家庭の母の83.0%が就業しており、就業している者のうち常用雇用者が39.2%、臨時・パートは49.0%となっている。

また、母子世帯の母で不就業の者のうち、「就職したい」とする者が86.2%と、5年前の73.1%と比べ就業意欲が高い者の割合が増加している（厚生労働省雇用均等・児童家庭局「全国母子世帯等調査」（平成15年））。

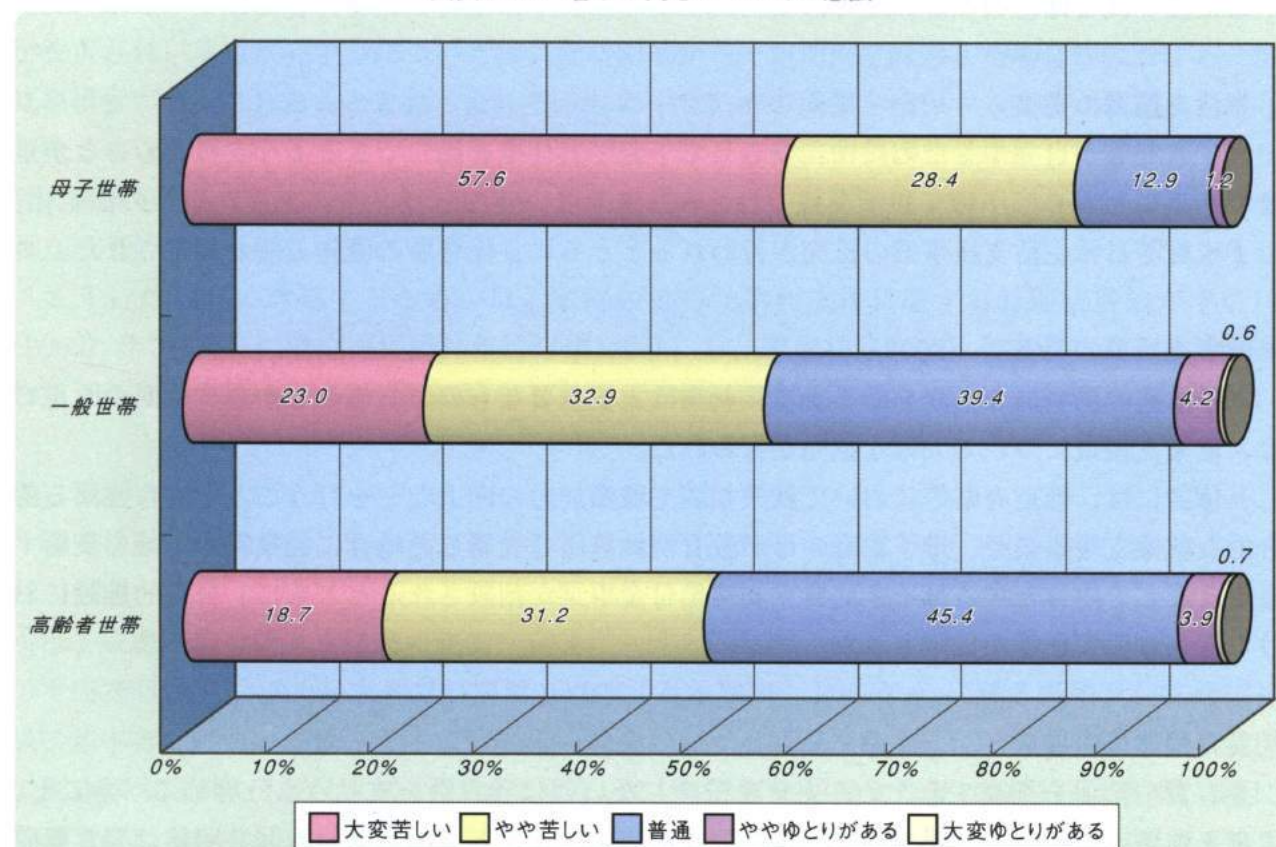
平成17（2005）年における母子世帯の完全失業率は8.6%、前年の8.9%と比べ減少となったものの、一般世帯の完全失業率5.5%に比べ高い水準になっている（総務省統計局「労働力調査」）。

3 暮らし向きについての意識

現在の暮らしについて、総合的にみてどのように感じているかをみると、「大変苦しい」（57.6%）と「やや苦しい」（28.4%）をあわせると85.9%、「普通」が12.9%である。

一般世帯や高齢者世帯と比べ、苦しいと感じている者の比率が高い（厚生労働省大臣官房統計情報部「国民生活基礎調査」（平成16年）図表1-1-5）。

図表1-1-5 暮らし向きについての意識



資料：厚生労働省大臣官房統計情報部「国民生活基礎調査」（平成16年）

（注）1. 「一般世帯」とは、「母子世帯」及び「高齢者世帯」を含む全世帯の数値である。

2. 「母子世帯」は客体が少ないため、数値の使用には注意を要する。

1 母子及び寡婦福祉法等の改正

(1) 経緯

近年、離婚の急増など母子家庭等をめぐる状況が変化する中で、母子家庭等の自立の促進を図りながら、その児童の健全な成長を確保することが重要な課題となっている。

こうした状況を受けて、母子家庭等に対する生活支援策の充実、就業支援策の強化、扶養義務の履行の確保、児童扶養手当制度の見直し等の措置を講ずることにより、総合的な母子家庭の自立支援策を推進するため、「母子及び寡婦福祉法」、「児童扶養手当法」、「児童福祉法」及び「社会福祉法」の改正を盛り込んだ「母子及び寡婦福祉法等の一部を改正する法律案」が国会に提出され、平成14（2002）年11月22日に成立し（平成14年法律第119号）、平成15（2003）年4月1日から施行された。

(2) 概要

改正法の概要は、次のとおりである。

①生活支援策の充実

母子家庭等が自立するためには、安心して子育てと仕事を両立できるよう支援することが重要であることから、子育て短期支援（ショートステイ、トワイライトステイ）事業の法定化、母子家庭等日常生活支援事業の拡充が行われるとともに、保育所の優先入所が規定された。

②就業支援策の充実

母子家庭の経済的な自立を図る上で、就業は大変重要なものであることから、今回の改正では、就業支援策について大幅な拡充が行われた。

具体的には、都道府県等において就業相談や職業能力の向上などを行うことを内容とする総合的な就業支援事業や、母子家庭の母が教育訓練講座を受講した場合に授業料の一部を支給することなどを内容とする母子家庭自立支援給付金事業が創設されるとともに、公共的施設における雇入れの促進等が規定された。

③養育費確保の推進

養育費の確保を推進するため、児童を監護しない親は養育費を支払うよう努めるべきこと、児童を監護する親は養育費を確保できるよう努めるべきこと、国及び地方公共団体は養育費確保のための環境整備に努めるべきことが規定された。

④児童扶養手当制度の見直し

児童扶養手当制度については、離婚直後の一定期間に重点的に給付することにより、離婚等による生活の激変を一定の期間、緩和しつつ、母子家庭の自立を促進する制度に改める必要が

あることから、3歳未満の児童を監護している場合や障害を有する場合など自立が困難な母子家庭に配慮しながら、手当の受給期間が5年を超える場合には、それ以後、手当を一部減額する制度が導入された（この制度の導入により受給者が実際に一部減額されることとなるのは平成20年度からである。）。

⑤国及び地方公共団体における総合的な自立支援体制の整備

母子家庭等の自立を図るためには、生活支援策、就業支援策、養育費の確保策、経済的支援策を総合的、計画的に推進することが不可欠であることから、厚生労働大臣は、母子家庭及び寡婦の生活の安定と向上のための措置に関する基本的な方針（基本方針）を定めること、実際に母子家庭等施策を実施する都道府県、市及び福祉事務所設置町村においても、基本方針に即して、母子家庭及び寡婦自立促進計画を定めることができることが規定された。

2 母子家庭の母の就業の支援に関する特別措置法の制定

(1) 経緯

前述のとおり、母子家庭の母については、生活支援策、就業支援策、養育費の確保策、経済的支援策といった総合的な自立支援策を実施するために、母子及び寡婦福祉法などの関連法律が改正され、児童扶養手当については、支給開始から一定期間を経過した場合等における一部減額措置が導入されることとなった。こうした中で、その就業を確保することが従前にも増して強く求められているところであるが、我が国の昨今の経済情勢は非常に厳しく、子育てと生計の維持を一人で担わなければならない母子家庭の母は、就業面で一層不利な状況に置かれており、その生活も厳しいものとなっている。

こうした状況に対処するため、母子家庭の母の就業の支援に関する特別措置法が平成15（2003）年7月17日に成立（平成15年法律第126号）し、平成15（2003）年8月11日から施行された。なお、同法は平成20（2008）年3月末までの時限立法となっている。

(2) 概要

特別措置法の概要は、次のとおりである。

①母子家庭の母の就業支援策の充実

平成20（2008）年3月末までの期間（以下「対象期間」という。）に係る母子及び寡婦福祉法の基本方針については、母子家庭の母の就業に関する状況を踏まえ、その就業の支援に特別の配慮がなされたものとしなければならないこと、厚生労働大臣及び関係行政機関の長は、基本方針において母子家庭の母の就業の支援に関して講じようとする施策の充実が図られるよう、相互に連携を図りながら協力しなければならないこと、母子及び寡婦福祉法の自立促進計画を策定する都道府県等は、対象期間に係る自立促進計画については、基本方針に即し、母子家庭の母の就業の支援に特別の配慮がなされたものとしなければならないことが規定された。

②国会に対する報告等

政府は、国会に対し、対象期間に係る各年度における母子家庭の母の就業の支援に関して講じようとする施策を明らかにした文書を提出するとともに、その実施状況を報告しなければならないことが規定された。

③母子福祉資金貸付金の貸付けに関する特別の配慮

政府は、対象期間に係る母子福祉資金貸付金の貸付けについて、母子家庭の母の就業が促進されるように特別の配慮をして、貸付条件に関する政令を定めなければならないことが規定された。

④民間事業者に対する協力の要請

国は、民間事業者に対し、母子家庭の母の就業の促進を図るために必要な協力を求めるように努めることが規定された。

⑤母子福祉団体等の受注機会の増大への配慮

母子家庭の母の就業を促進するに当たっては、母子福祉団体等が大きな役割を果たすことから、国は、物品及び役務の調達の場合には、予算の適正な執行に留意しつつ、母子福祉団体その他母子家庭の母の福祉を増進することを主たる目的とする社会福祉法人、民法法人又は特定非営利活動法人であって、その受注に係る業務を行う者が主として母子家庭の母であるものの受注の機会の増大が図られるように配慮することが規定された。

⑥地方公共団体の施策

母子家庭の母の就業支援について地方公共団体の果たす役割は極めて大きいことから、地方公共団体は、④⑤の国の施策に準じて、母子家庭の母の就業の促進を図るために必要な施策を講ずるように努めることが規定された。

3

地方自治法施行令の一部改正

(1) 経緯

平成16（2004）年6月に実施された第5次構造改革特区の提案募集において岐阜県が提案した「地方公共団体における一定の政策目的達成のために必要な随意契約の対象範囲の拡大の要望」に対して、総務省は、「一般競争入札が原則という枠組みを維持しつつ、障害者福祉の増進やベンチャー企業の育成といった一定の政策目的のために必要な随意契約を締結することができるよう、提案を踏まえ、地方公共団体の随意契約の対象範囲を見直し、措置する。」という方向で全国規模で規制緩和することを表明し、この方針は同年9月に開催された構造改革特別区域推進本部において決定された。その後、この決定に基づいて、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）の一部が改正され、平成16（2004）年11月10日に施行された。

(2) 概要

地方自治法施行令の一部改正によって、随意契約の方法により契約を締結することができる場合の見直し（地方自治法施行令第167条の2第1項関係）が行われ、随意契約の方法により契約を締結することができる場合として、母子及び寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）第6条第6項に規定する母子福祉団体が行う事業でその事業に使用される者が主として同項に規定する配偶者のない女子で現に児童を扶養しているもの及び同条第3項に規定する寡婦であるものに係る役務の提供を当該母子福祉団体から普通地方公共団体の規則で定める手続により受ける契約をするときに規定された。

これによって、当該母子福祉団体から役務の提供を受ける契約をするときは、一般競争入札や指名競争入札ではなく、随意契約の方法により契約を締結することができることとなった。例えば、清掃業務の委託契約等が対象となる。

4 児童扶養手当法の一部改正

(1) 経緯

政府においては、昨年11月30日の「三位一体改革について」（政府与党合意）を経て、「平成18年度予算編成の基本方針」を閣議決定し、国と地方に関する「三位一体改革」を推進するため、平成18年度までに4兆円程度の国庫補助負担金改革、3兆円規模の税源移譲を実現することにより、地方の権限と責任を拡大し、真に住民に必要な行政サービスを地方が自らの責任で自主的、効率的に選択できるようにするとともに、国・地方を通じた簡素で効率的な行財政システムの構築を図ることとした。このような政府の方針を受け、児童扶養手当における国庫負担の割合の見直し等の措置を講ずる「国の補助金等の整理及び合理化等に伴う児童手当法等の一部を改正する法律案」が国会に提出され、平成18（2006）年3月31日に成立し（平成18年法律第20号）、平成18年4月1日から施行された。

(2) 概要

児童扶養手当については、母子家庭の自立に向けた総合的な支援に関する地方の役割等にかんがみ、その支給に要する費用負担の割合を、従来の国4分の3、都道府県等4分の1から、国3分の1、都道府県等3分の2とされた。さらに、都道府県知事等は、児童扶養手当の受給資格者（母に限る。）に対し、就業支援その他の自立のために必要な支援を行うことができることが明記され、また、当該支援について、地域の実情を踏まえ、厚生労働大臣に対して意見を申し出ることができることが規定された。

第2章

就業支援に関する 施策等

1 就業相談・就職支援

平成14（2002）年11月の母子及び寡婦福祉法の改正に基づき、国として母子家庭及び寡婦の生活の安定と向上のための措置に関する基本的な方針を策定した（平成15年3月策定、平成16年2月一部改正）。これを受けて、都道府県等においても母子及び寡婦自立促進計画を策定しているところである（平成17年12月末現在では99地方公共団体が策定済、平成17年度中に24地方公共団体が策定予定）。これらに基づき、平成17（2005）年度においては、以下のような具体策を展開している。

母子家庭の経済的な自立を図る上で、就業支援は極めて重要である。全国の公共職業安定所を通じて、年間5万人以上の母子家庭の母が就職しているが、これに加えて、平成17（2005）年度は、母子家庭の母の就業支援も含めた総合的支援を行うため、母子自立支援員的大幅増員、地域の拠点としての母子家庭等就業・自立支援センターの設置・活用などを進めているところである。

(1) 母子自立支援員の配置

母子家庭の母等に対しては、離死別直後の精神的安定を図り、その自立に必要な情報提供、相談等の支援を行うとともに、職業能力の向上や求職活動に関する支援を行うことが重要である。このため、従来から都道府県に配置されていた母子相談員について、平成15（2003）年4月に施行された改正母子及び寡婦福祉法により、母子相談員の名称を母子自立支援員に改めるとともに、配置が市及び福祉事務所設置町村にまで拡大され、業務についても職業能力の開発の向上と求職活動に関する支援が追加された。これにより、母子自立支援員は、就業問題なども含め母子家庭及び寡婦の抱えている問題を把握し、その解決に必要な助言及び情報提供を行うなど、母子家庭の母の自立に向けた総合的な支援を行うことが期待されている。

さらに、母子自立支援員が十分にその役割を果たせるよう、全国研修会やブロックごとの研修会を開催し、関連諸分野の専門家を講師として招くなどして、その資質の向上を図るとともに、会議等を通じて適切な配置について依頼を行った。これにより、全国における母子自立支援員の配置は、平成16（2004）年度には1,366名であったものが平成17（2005）年度には1,395名（平成17（2005）年12月末現在）と増加したところである（図表2-1-1）。

図表2-1-1 母子自立支援員の配置状況

	常 勤	非常勤	計
平成15年度	381名	962名	1,343名
平成16年度	363名	1,003名	1,366名
平成17年度	417名	978名	1,395名

資料：厚生労働省雇用均等・児童家庭局調べ

（注）各年度3月末現在。平成17（2005）年度については、平成17（2005）年12月末現在。

(2) 母子家庭等就業・自立支援センター

①概要

母子家庭等就業・自立支援センターは、母子家庭の母に対する就業相談の実施、就業支援講習会の実施、就業情報の提供等一貫した就業支援サービスを提供するため、平成15（2003）年度より新たに創設された事業である。

実施主体は地方公共団体（都道府県、指定都市及び中核市）であり、国と地方公共団体が2分の1ずつ費用を負担している。

また、本事業は、母子福祉団体、社会福祉協議会等に委託して実施することができることとされている。

母子家庭等就業・自立支援センター事業の実施状況は次のとおりである（図表2-1-2）。

図表2-1-2 母子家庭等就業・自立支援センター事業の実施状況

	都道府県(47)	指定都市(14)	中核市(37)	合計(98)
実施自治体数	47か所 (47か所)	13か所 (12か所)	23か所 (21か所)	83か所 (80か所)
実施割合	100.0% (100.0%)	92.9% (92.3%)	62.2% (60.0%)	84.7% (84.2%)

資料：厚生労働省雇用均等・児童家庭局調べ

(注) 1. 上段の数字は、平成18（2006）年2月現在のものである。

2. 下段（ ）内の数字は、平成17（2005）年2月現在のものである。

平成17（2005）年度においては、全国83か所の自治体で母子家庭等就業・自立支援センター事業が実施され、新潟県、富山県、愛知県、高知県、大分県においては、県、指定都市、中核市による共同設置がなされるなど、地域の実情に応じ実施されている。

母子家庭等就業・自立支援センター事業における無料職業紹介の許可取得状況は平成17（2005）年12月末までに全国で48か所となっており、事業主に対する各種助成金も活用した職業紹介を実施している。

母子家庭等就業・自立支援センター事業については、平成16（2004）年度に比べ、その取り組みは進展しており、都道府県、指定都市においては、おおむね母子家庭等就業・自立支援センターが設置されたところである。しかしながら、中核市においては、母子家庭等就業・自立支援センター設置自治体が62.2%となっており、今後、都道府県との共同設置化を図るなど、地域の実情に応じた取り組みを進める必要がある。

②就業相談、就業促進活動

母子家庭の母等の就業相談に応じ、家庭の状況、職業能力の適性、職業訓練の必要性等を踏まえ、就業への意欲形成、事業を経営する上での問題等について適切な助言を行うとともに、求人情報等を提供している。また、就業に係る巡回相談を行うとともに、地域の企業の母子家庭の母に対する理解と協力を得つつ、求人を開拓する就業促進活動を行っている。

就業相談の実施状況は、次のとおりである（図表2-1-3）。

図表2-1-3 就業相談の実施状況

	相談件数 (延べ数)	就業実績 (延べ数)			
		総 数	内 訳		
			常勤	非常勤・パート	自営業・その他
平成15年度	14,585人	1,262人	420人	822人	20人
平成16年度	32,385人	3,251人	1,393人	1,721人	137人
(4月～12月)	23,092人	2,226人	947人	1,218人	61人
平成17年(4月～12月)	34,583人	3,431人	1,356人	1,889人	186人
合計	81,553人	7,944人	3,169人	4,432人	343人

資料：厚生労働省雇用均等・児童家庭局調べ

平成17（2005）年4月から12月において、就業相談件数は昨年度同時期より約1.5倍増加しており、就業実績も約1.5倍増加している。

③就業支援講習会等事業

母子家庭の母等については、就業経験がない者、専業主婦であった期間が長く再就職に不安がある者、転職希望はあるが仕事と家庭の両立に不安を抱えている者、就業に際して必要な技能の習得やよりよい仕事に就くためのキャリアアップを望む者、起業するためのノウハウの習得を望む者など、様々なニーズが考えられる。

そこで、地域の様々なニーズに応じて、仕事に結びつく可能性の高い能力や資格を習得するための就業支援講習会を開催しており、その実施状況は次のとおりである（図表2-1-4）。

図表2-1-4 就業支援講習会の実施状況

	受講者数 (延べ数)	就業実績 (延べ数)			
		総 数	内 訳		
			常勤	非常勤・パート	自営業・その他
平成15年度	15,504人	757人	216人	415人	126人
平成16年度	18,396人	896人	342人	509人	45人
(4月～12月)	15,275人	618人	244人	341人	33人
平成17年(4月～12月)	16,792人	825人	357人	386人	82人
合計	50,692人	2,478人	915人	1,310人	253人

資料：厚生労働省雇用均等・児童家庭局調べ

④就業情報提供事業

講習会修了者等の求職活動を支援するため、公共職業安定所等職業紹介機関と連携しつつ、母子家庭等就業支援バンクを開設し、母子家庭の母等の希望する雇用条件等を登録し、希望に応じた求人情報を登録された母子家庭の母等に適宜提供するとともに、インターネット等を活用した情報提供、電子メールによる相談、企業等への雇用を促進するための啓発活動なども行っている。

就業情報提供事業の実施状況は、次のとおりである（図表2-1-5）。

図表2-1-5 就業情報提供事業の実施状況

	情報提供者数 (延べ数)	就業実績（延べ数）			
		総 数	内 訳		
			常勤	非常勤・パート	自営業・その他
平成15年度	7,256人	653人	207人	415人	31人
平成16年度	22,798人	2,099人	916人	1,089人	94人
（4月～12月）	16,065人	1,491人	633人	810人	48人
平成17年（4月～12月）	22,940人	2,037人	849人	1,054人	134人
合計	52,994人	4,789人	1,972人	2,558人	259人

資料：厚生労働省雇用均等・児童家庭局調べ

⑤特別相談事業

母子家庭の生活の安定と児童の福祉の増進を図るため、養育費の取決めなど生活に密着した様々な法律・経済的問題等について、弁護士等の専門家による相談事業を実施している。

特別相談事業の実施状況は、次のとおりである（図表2-1-6）。

図表2-1-6 特別相談事業の実施状況

	相談 延べ件数 総数	相談内容					
		養育費 (取決め)	養育費 (履行確保)	法律問題		子育て・ 生活支援	その他
				経済的相談	その他		
平成15年度	2,585件	426件	151件	678件	746件	263件	321件
平成16年度	5,068件	601件	271件	916件	1,075件	1,108件	1,097件
（4月～12月）	3,197件	433件	198件	668件	758件	365件	775件
平成17年 （4月～12月）	4,759件	538件	229件	565件	927件	1,615件	885件

資料：厚生労働省雇用均等・児童家庭局調べ

⑥母子家庭等就業・自立支援センター事業等への評価

母子家庭等就業・自立支援センターの活動により、就業に結びついたことが明らかなものは、延べ6,293人（平成17年4月から12月までの就業相談事業、就業支援講習会等事業及び就業情報提供事業の実績の計、地方公共団体把握分に限る。なお、平成16年同時期の実績は延べ4,335人となっている。）である。

母子家庭等就業・自立支援センターの就業実績については、延べ452名の就業実績を挙げたセンターなど、着実な取組みがなされている一方、就業実績を挙げられていないセンターもあり、今後、地方公共団体において一層積極的に取組みが図られるよう努めていく。

コラム1

～地域に根ざした静岡の母子家庭等就業・自立支援センター～

静岡県では、母子家庭等に対する総合的支援を行うため平成16年6月に母子家庭等就業・自立支援センターを設置し、事業運営を（社）静岡県母子寡婦福祉連合会に委託している。

静岡県は、県域が東西に長いことから、多くの方に当センターを利用していただくため、（社）静岡県母子寡婦福祉連合会内に本所を置くほか、沼津市、静岡市及び浜松市の県内3か所に東部・中部・西部の支所を置き、生活相談、無料職業紹介を含めた就業相談、就業支援講習会及び巡回相談等の事業を実施している。

支所の特色としては、①3か所ともにJR鉄道駅の近くにある静岡県県民生活センター内に置かれているため、利用者が気軽に利用しやすい場所にあること、②当センターのほか静岡県で設置している就職相談センター、ヤング・ジョブステーション及び消費生活相談等の窓口が静岡県県民生活センター内の同一フロアにあるので、就業、生活相談のワンストップ・サービス化が図られ、他の相談窓口との連携や情報交換が容易であることが挙げられる。

当センターの事業実績のうち、相談受付延べ件数は、平成16年度で870件であったが、平成17年度は12月末現在で1,215件と増加している。

また、当センターを利用して就職した方は、平成16年度で40件、平成17年度は12月末現在で116件である。

就業に結びついたケースの中には、①なかなか採用に結びつかず気落ちする求職者を励ましながらか就業支援した結果、母子家庭に理解のある企業に採用が決まったケース、②就業経験が無く、何の資格も取得していない求職者に就業支援を行い、求人開拓した企業に紹介した結果、採用が決まったケース等があり着実に成果をあげている。

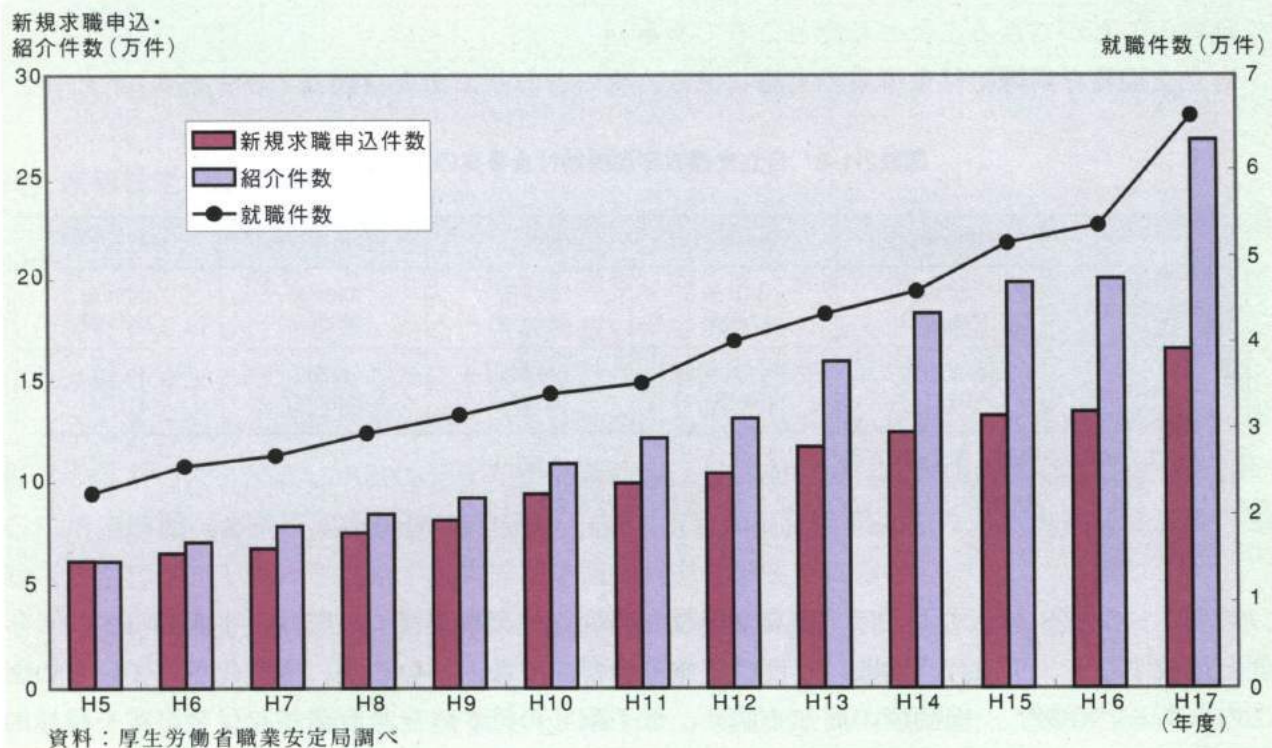
平成18年度以降は、静岡市、浜松市と静岡県が共同で実施主体となり（社）静岡県母子寡婦福祉連合会に委託し、ハローワーク及び市町等関係機関との連携を密にしながら、地域に根ざした生活相談及び就業相談の更なる充実を図っている。

(3) 公共職業安定所における職業相談、職業指導

公共職業安定所において、寡婦等職業相談員を配置するなど、母子家庭の母を含め、就職を希望する者に対し、きめ細かな職業相談及び職業紹介を実施している。

母子家庭の母について、平成17（2005）年度の新規求職申込件数は168,437件（平成16年度134,669件）、紹介件数は271,571件（同200,126件）、就職件数は66,266件（同54,286件）である（図表2-1-7）。

図表2-1-7 母子家庭の母の職業紹介状況



また、児童扶養手当受給者を対象とする自立支援プログラムの一環として、就職に向けた重点的な支援を行うため、福祉事務所等と連携し、稼働能力や就労意欲がある児童扶養手当受給者に対して、個々の態様やニーズ等に応じてきめ細かな就職支援を行う生活保護受給者等就労支援事業を、東京都、大阪府及び14の政令指定都市で実施している。

2 職業能力開発

母子家庭の母については、婚姻中、離職していたことにより職業能力が低下していたり、就業していても母子のみで自立した生活を確認するに足る収入を得るだけの職業能力に欠ける場合も多い。このため、地方公共団体における自立支援施策の実施の推進を図るため、平成15（2003）年度からは、従来の公共職業訓練に加えて母子家庭の母を対象に自立支援教育訓練給付金、高等技能訓練促進費を創設し、実施している。

(1) 自立支援教育訓練給付金

母子家庭の自立を促進するためには、母子家庭の母の主体的な能力開発の取組みを支援する

必要がある。

このため、平成15（2003）年度から新たに、雇用保険の教育訓練給付の受給資格を有していない母子家庭の母が教育訓練講座を受講し、修了した場合、当該母子家庭の母に対し経費の40%（20万円を上限とする。）を支給する自立支援教育訓練給付金事業を実施している。

実施主体は、地方公共団体（都道府県、市及び福祉事務所設置町村）であり、費用については、国が4分の3を負担し、地方公共団体が4分の1を負担している。

また、対象となる教育訓練講座は、雇用保険制度の教育訓練給付の指定教育訓練講座等の講座となっており、平成17（2005）年度からは、対象講座を都道府県等の長が地域の実情に応じで定めることができることとしたところである。

自立支援教育訓練給付金事業の実施状況は、次のとおりである（図表2-1-8）。

図表2-1-8 自立支援教育訓練給付金事業の実施状況

	都道府県(47)	指定都市(14)	中核市(37)	一般市等(781)	合計(879)
実施自治体数	47か所 (45か所)	14か所 (7か所)	32か所 (24か所)	346か所 (251か所)	439か所 (327か所)
実施割合	100.0% (95.7%)	100.0% (53.8%)	86.5% (68.6%)	44.3% (36.0%)	49.9% (41.2%)

資料：厚生労働省雇用均等・児童家庭局調べ

(注) 1. 上段の数字は、平成18（2006）年2月現在のものである。

2. 下段（ ）内の数字は、平成17（2005）年2月現在のものである。

3. 「一般市等」とは、市（指定都市及び中核市を除く。）、特別区及び福祉事務所設置町村のことである（以下同じ。）。

図表2-1-8も示すように、自立支援教育訓練給付金事業については、平成16（2004）年度と比較すると、平成17（2005）年度は実施割合が高くなっているが、事業化されていないところもある。今後、一層制度の周知を図り、母子家庭の母が自立教育訓練給付金事業を積極的に活用できるよう、引き続き全国都道府県会議等を通じた働きかけを行っていく。

なお、厚生労働省のホームページ上に、自立支援教育訓練給付金事業や母子家庭等就業・自立支援センター事業の内容等を紹介している。

図表2-1-9 主な自立支援教育訓練給付金事業の実績

	事前相談件数	受講開始者数	支給者数
平成15年度	1,569件	483人	186人
平成16年度	6,001件	3,129人	2,032人
(4月～12月)	4,491件	2,212人	1,252人
平成17年(4月～12月)	5,328件	2,999人	2,295人
合計	12,898件	6,611人	4,513人

資料：厚生労働省雇用均等・児童家庭局調べ

図表2-1-10 自立支援教育訓練給付金事業による就業実績の状況

	総 数	常 勤	非常勤・パート	自営業・その他
平成15年度	89人	27人	57人	5人
平成16年度	938人	278人	565人	95人
(4月～12月)	522人	162人	315人	45人
平成17年(4月～12月)	1,087人	312人	673人	102人
合 計	2,114人	617人	1,295人	202人

資料：厚生労働省雇用均等・児童家庭局調べ

(2) 高等技能訓練促進費

介護福祉士、保育士などの資格は、母子家庭の母の就職の促進に効果が高く、取得促進が求められているが、他方、これらの資格の取得を目的とする養成機関においては、一定期間、昼間に授業を受けることが多いため、生計の担い手でありその収入が途絶えると生活を維持することが難しくなる母子家庭の母にとっては受講が難しい状況にある。

こうしたことから、母子家庭の母の受講期間中の生活の不安を解消し、安定した修業環境を提供するために、平成15（2003）年度から新たに、保育士等の養成機関で2年以上修業する場合に一定期間（修業期間の最後の3分の1の期間(12か月を上限とする。)) 高等技能訓練促進費（月額10万3千円）を支給する高等技能訓練促進費事業を実施している。

実施主体は地方公共団体（都道府県、市及び福祉事務所設置町村）であり、費用については、国が4分の3を負担し、地方公共団体が4分の1を負担している。

また、対象となる資格は、介護福祉士、保育士、看護師、理学療法士、作業療法士のほか、平成17（2005）年度からは、対象講座を都道府県等の長が地域の実情に応じて定めることができることとしたところである。これにより、歯科衛生士等の資格が地方公共団体の裁量により定められるなど、それぞれの地方公共団体の工夫により、就業支援への取組みがなされているところである。

高等技能訓練促進費事業の実施状況は、次のとおりである（図表2-1-11）。

図表2-1-11 高等技能訓練促進費事業の実施状況

	都道府県(47)	指定都市(14)	中核市(37)	一般市等(781)	合計(879)
実施自治体数	40か所 (37か所)	11か所 (5か所)	29か所 (24か所)	265か所 (186か所)	345か所 (252か所)
実施割合	85.1% (78.7%)	78.6% (38.5%)	78.4% (68.6%)	33.9% (26.6%)	39.2% (31.8%)

資料：厚生労働省雇用均等・児童家庭局調べ

(注) 1. 上段の数字は、平成18（2006）年2月現在のものである。

2. 下段（ ）内の数字は、平成17（2005）年2月現在のものである。

高等技能訓練促進費事業についても、自立支援教育訓練給付金事業と同様、平成16（2004）年度に比べ、実施自治体が増加しており、その取組みは進展しているところであるが、事業化されていないところもあり、さらに実施率が高まるよう地方公共団体に働きかけていく。

高等技能訓練促進費を支給した母子家庭の人数は、平成15（2003）年4月から平成17（2005）年12月までで、2,279人となっており、このうち資格を取得した者は863人となっており、取得率は約38%となっている（図表2-1-12）。

図表2-1-12 高等技能訓練促進費事業による資格取得者数

事業対象者数	資格取得者数
2,279人	863人

資料：厚生労働省雇用均等・児童家庭局調べ

（注）数字は平成15（2003）年4月から平成17（2005）年12月までの実績である。

また、就業実績については、就業に結びついた525人のうち、445人が常勤職員となっており、その割合は約85%となっている（図表2-1-13）。

図表2-1-13 高等技能訓練促進費事業による就業実績の状況

総 数	内 訳		
	常 勤	非常勤・パート	自営業・その他
525人	445人	62人	18人

資料：厚生労働省雇用均等・児童家庭局調べ

（注）数字は平成15（2003）年4月から平成17（2005）年12月までの実績である。

（3）公共職業訓練の実施

母子家庭の母等の就職を支援するため、訓練の受講を希望し、本人の職業能力、求職条件等から、受講の必要性の高い者に対しては、無料で公共職業訓練の受講についてあっせんすることとし、さらに、昭和52（1977）年度から雇用保険受給資格者以外の母子家庭の母が公共職業安定所長の指示により公共職業訓練を受講する場合には、雇用対策法に基づく訓練手当を支給（都道府県が支給し、国がその2分の1の額を負担）してきたところである（平成16年度においては848人（平成15年度は836人）の母子家庭の母に対して支給。厚生労働省職業能力開発局調べ）。

また、平成17（2005）年度より、自立支援プログラムに基づき福祉事務所を通じ受講を希望する母子家庭の母等を対象に民間の教育訓練機関等の多様な委託先を活用した準備講習付き職業訓練を実施したところである。準備講習付き職業訓練は、公共職業訓練受講の準備段階として、意識啓発等を目的とした準備講習（4～5日程度）を実施し、準備講習修了者は、実際の職業に必要な技能・知識を習得するための公共職業訓練（3～6月程度）を実施するものである。

(4) 保育士資格の取得

保育士資格については、近年、児童福祉法に基づく法定資格として位置づけられ（平成15年11月29日施行）、この結果、保育士に対する社会的信用が高まり、保育士資格の取得を希望する者が増加する状況にある。

このような中、母子家庭等の就労を支援する観点から、平成15（2003）年度より、配偶者のない女子で現に児童を扶養しているもの又は配偶者のない女子として児童を扶養していたことのある者について

- ① 指定保育士養成施設において必修となっている保育実習について、家庭的保育事業に補助者として従事している者又は従事したことのある者に対して、実習の一部を免除できる
- ② 保育士試験の受験資格に、家庭的保育事業に補助者として従事している又は従事した実務経験を換算できることとし、高等学校等を卒業した者は2年、義務教育課程を卒業した者は5年の従事経験があれば試験を受験できる

こととし、母子家庭の母等が保育士資格を取得しやすい環境を整えたところである。

3 雇用・就業機会の増大

母子家庭の母については、就業に当たって子育てと両立できることが求められる一方で、母子のみで自立できる収入の確保が必要となることから、一般的に通常の求職者よりその就職条件は難しい。このため、前述のような就職支援、能力開発支援に加えて、母子家庭の母の雇用・就業機会の増大に資する方策として、特定求職者雇用開発助成金の活用や母子福祉団体等への事業発注などを促しているところである。

(1) 特定求職者雇用開発助成金

母子家庭の母等就職が特に困難な者の雇用機会の増大を図るため、これらの者を公共職業安定所又は職業紹介事業者の紹介により、継続して雇用する労働者として雇い入れる事業主に対し、特定求職者雇用開発助成金（賃金相当額の4分の1（中小企業事業主は3分の1））を雇入れ後6か月ごとに2回）を支給している。平成17（2005）年度は、母子家庭の母等を継続して雇用する事業主に対して、22,171件（平成16年度22,050件）、58億円（同57億円）を支給した。

(2) 常用雇用転換奨励金

母子家庭の母は、生計の担い手であり、就労意欲が高く、安定した仕事に就くことを望んでいるが、一方、仕事の経験が乏しいことから、技能習得が不十分であったり、子どもの養育等のために就ける仕事に制限があるなど、よりよい仕事が得にくい状況にある。

こうしたことから、平成15（2003）年度から新たに、母子家庭の母と有期雇用契約を結び、必要な研修・訓練を実施した後、常用雇用（雇用期間の定めのない雇用契約）に移行し、6か月以上継続して雇用した場合には、事業主に対し、奨励金（母子家庭の母1人当たり30万円）を支給する常用雇用転換奨励金事業を実施している。

実施主体は地方公共団体（都道府県、市及び福祉事務所設置町村）であり、費用については、

国が4分の3を負担し、地方公共団体が4分の1を負担している。

常用雇用転換奨励金事業の実施状況は、次のとおりである（図表2-1-14）。

図表2-1-14 常用雇用転換奨励金事業の実施状況

	都道府県(47)	指定都市(14)	中核市(37)	一般市等(781)	合計(879)
実施自治体数	29か所 (29か所)	5か所 (3か所)	12か所 (11か所)	150か所 (125か所)	196か所 (168か所)
実施割合	61.7% (61.7%)	35.7% (23.1%)	32.4% (31.4%)	19.2% (17.9%)	22.3% (21.2%)

資料：厚生労働省雇用均等・児童家庭局調べ

(注) 1. 上段の数字は、平成18(2006)年2月現在のものである。

2. 下段()内の数字は、平成17(2005)年2月現在のものである。

常用雇用転換奨励金事業への取組みについては、平成16(2004)年に比べ進展しているものの、自立支援教育訓練給付金などの給付金事業に比べ、実施自治体数が少なく、今後一層の取組みの推進が望まれる。

また、本事業の利用状況であるが、母子家庭の母と有期雇用契約を結んだ事業主によるOJT計画書の提出件数は、平成15(2003)年4月から平成17(2005)年12月までで68件となり、そのうち常用雇用に転換された者の人数は56人となっている（図表2-1-15）。

図表2-1-15 常用雇用転換奨励金事業の実績

OJT計画書提出件数	常用雇用転換者数
68件	56人

資料：厚生労働省雇用均等・児童家庭局調べ

(注) 数字は平成15(2003)年4月から平成17(2005)年12月までの実績である。

(3) トライアル雇用奨励金

母子家庭の母等は、子どもの養育との両立のため求職活動が制限されてしまうこと、未就職期間が長いため就労能力への不安を有すること等により就職が困難な状況にある。このため、母子家庭の母等がその家庭環境、適性・能力にふさわしい職業に就くことができるよう、国は、求人者と求職者が相互に理解を深めるための試行雇用（トライアル雇用）制度（月額5万円（最大3か月）を事業主に支給）を母子家庭の母等に対しても実施し、早期就職の促進を図っている。平成17(2005)年度の母子家庭の母等のトライアル雇用開始者は、323人（平成16年度251人）となっている。

(4) たばこ事業法の許可基準の特例

製造たばこの小売販売業の許可にあたっては、母子及び寡婦福祉法第26条及び第34条に基づき、同法第6条第3項に規定する寡婦若しくは同条第6項に規定する配偶者のない女子で現に児童を扶養しているものに該当する者については、許可基準の特例として、大蔵省告示（平成10年大蔵省告示第74号）2（1）に基づいて、同告示1の距離基準（図表2-1-16）を緩和

した距離（距離基準に100分の80を乗じて得た距離）を適用しているところであり、平成16（2004）年度において、本特例を適用して47件の新規許可を行った。

なお、平成12（2000）年度以降、本特例を適用した新規許可の推移は、図表2-1-17のとおりである。

図表2-1-16 通常の距離基準（平成10年大蔵省告示第74号）

（単位：m）

環境区分 地域区分	繁華街 (A)	繁華街 (B)	市街地	住宅地 (A)	住宅地 (B)
指定都市	25	50	100	200	300
市制施行地	50	100	150	200	300
町村制施行地	—	—	150	200	300

（注）母子及び寡婦に対する特例は、上記距離に100分の80を乗じた距離を適用する。

図表2-1-17 母子及び寡婦に対する特例を適用した新規許可状況

	平成12年度	平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度
許可件数	78件	78件	65件	62件	47件

資料：財務省理財局調べ

（5）母子福祉団体等への事業発注の推進

母子家庭の母の就業機会の増大を図るためには、母子福祉団体等母子家庭の母の福祉の増進を主たる目的とする団体の受注機会を増大させることも有効である。

このため、国においても、地方公共団体に対し、母子家庭施策担当者の全国会議等を通じて、母子福祉団体等の事業受注の機会の増大が図られるよう配慮するという、母子家庭の母の就業の支援に関する特別措置法の趣旨について周知を図ったところである。

母子福祉団体等への事業発注については、平成17（2005）年4月から平成17（2005）年12月までの期間内に、清掃業務の委託が18地方公共団体（平成16年同期は14地方公共団体）、売店等物品販売が23地方公共団体（同20地方公共団体）、自動販売機の設置が39地方公共団体（同35地方公共団体）で、それぞれ発注されている。

また、58地方公共団体において、「母子家庭等就業・自立支援センター事業」が母子福祉団体へ委託されている（平成16（2004）年度は55地方公共団体）。

コラム2

～北海道母子寡婦福祉連合会の公共施設清掃事業の受託について～

北海道母子寡婦福祉連合会は、昭和43（1968）年に母子家庭の母の就労対策の一環として、北海道本庁舎の一般清掃を受託し、当時85人の母子家庭の母が同じ境遇の中で助け合いながら清掃事業を始めた。

以来38年間、母子家庭の母の就労の場を確保し、今では道の関係施設4か所に拡大されている。

ここに至るまでの道のりは決して平坦ではなく、東京から清掃技能士を招いて、効率的な水性ワックスの塗布の方法や、清掃器具の動かし方など清掃技術の勉強を重ね、今日までの実績を重ねてきた。

現在40人の母子家庭の母・寡婦が、延べ面積70,000㎡の現場で朝7時から午後4時まで働いている。今ではその甲斐あって、母子家庭の母としての仕事に向かう厳しさと細やかさで清掃をしているとの大きな評価を受けている。

しかしこれらの職場にも不況と効率化の波が押し寄せ、平成16（2004）年度にはパート職員30名をやむなく解雇しなければならない状況となり、その後毎年清掃委託費の減額もあり、定年退職者の後の新規職員の補充が出来ない状態となっている。

そんな中でも北海道母子寡婦福祉連合会の清掃事業は、母子家庭の母・寡婦の職場として今後も存在していかなければならないと考えており、「母子家庭の母の就業の支援に関する特別措置法」の趣旨を踏まえ、母子家庭の母や寡婦の就労の場を一つでも多く確保できるよう、行政機関の協力も得ていくこととしている。

(6) 特定事業推進モデル事業

母子家庭の自立を促進するためには、母子家庭の置かれた状況の特殊性を考慮した新たな就業支援施策の構築を推進する必要がある。

このため、平成15（2003）年度から新たに、母子家庭の新たな就業の機会を創出するなど、地域の実情に応じた先駆的な事業をモデル的に実施し評価検討を行った上、推奨すべき事例と認められた場合には全国的な普及展開を図る特定事業推進モデル事業を実施している。

実施主体は地方公共団体（都道府県及び市町村）であり、費用については、国と地方公共団体が2分の1ずつ負担している。

平成17（2005）年度においては、太田市（群馬県）が「おおたITビジネスモデル事業」を実施した。本事業では、太田市が独自に設置した太田市就職支援センター（ヤング・アタックおおた）の職員にもアドバイザーとして加わってもらい、母子家庭の母が家庭においてデータ入力システム等を使って大量の文書・数値・図面・地図などのデータの電子化作業を行うためのブロードバンドを使ったデータの送信及び管理を行う新しい仕組みを構築することにより、そこに新たな就労機会を創出し、母親の経済的な自立と生活への希望を与えると共に、今後の継続的な運用が可能な仕組み作りを行うことを目的とした事業である。

また、新たに北海道が「在宅就労支援モデル事業」を実施した。本事業は、仕事と家庭の両立を実現することができる就業形態と考えられる在宅就労により、困難な生活形態にある母子

家庭の母の就業の機会を創出するため、研修とコーディネート機能を併せ持ったシステムの有効性及びこのシステムにより母子家庭の母親の職業的自立による両立が図られることを検証する事業である。

コラム3

～おおた I T ビジネスモデル事業～

太田市においてはこれまで、市内への進出企業の初期投資費軽減を図り、工業団地への企業誘致を積極的に推進することにより、新たな雇用の創出や雇用機会の拡大を図り、また、太田市独自の就職支援センター「ヤング・アタックおおた」を設立し、インターネットによる求人情報の提供や職業相談ならびに無料職業紹介事業の実施等、雇用確保対策に積極的に取り組んできた。

しかしながら、母子家庭の母親においては、就職の際の制約条件により、自らが求める働き方や収入が伴っておらず、身体的・精神的な負荷が少なく母親が自立して生活できる理想的な環境を作り上げることが急務な状況となっている。

そこで、本事業では子どもと一緒に過ごす時間を持ちながらも、安定した収入を確保する在宅就業の仕組みの構築を目指す。概要としては、インターネットを活用したパソコンによる単純なデータ入力を中心に、そこに新たな就労機会を創出し、母親の経済的な自立と生活の安定を図り、今後の継続的な運用が可能となる仕組み作りを行う。

具体的には、市役所内に設置されている就職支援センター「ヤング・アタックおおた」を中核に、就労に必要な環境整備や業務遂行支援等の整備を推し進めるとともに、東京都内に設置した I T 活用就労センターから、遠隔技能アドバイス、スキル評価、業務管理を実証的に行うことで在宅就労支援機能の拡充を図る。

また、平成16（2004）年度に太田市において実施した母子家庭の母親に対する就労支援事業「おおた I T ビジネスモデル事業」にて協力いただいたモニター18名の中から4名の方を地元でのサポートメンバーとして活動（業務やスキルアップのサポート）いただき、加えて市内の母子家庭の母親から新たに公募したモニター10名が在宅就業に必要なパソコンの操作技術を研修を通して身につけ、実際にデータ入力業務（在宅）を実証的に行う。

これらの活動を通して、在宅就労での課題やサポートチームに必要なスキルを検証し、母子家庭の母親が在宅でも効率的に業務が行えるよう、在宅就業希望者、地元に着したサポーター、「ヤング・アタックおおた」の3者が相互補完的に連携できる仕組みの確立を目指すものである。

4 児童扶養手当受給者に対する就労支援事業（自立支援プログラム）

児童扶養手当受給者の自立を促進するためには、個々の受給者の希望、事情等に対応した自立支援プログラムを策定し、これを基に母子家庭等就業・自立支援センターやハローワークと緊密に連携しつつ、就業に結びつけていく必要がある。

このため、福祉事務所等に母子自立支援プログラム策定員を配置し、母子自立支援員等と連携し、児童扶養手当受給者に対し、個別に面接・相談を実施し、本人の生活状況、就業への取組み、職業能力開発や資格取得への取組み等について状況把握を行い、個々のケースに応じた自立支援プログラムを策定し、きめ細やかに、確実に、児童扶養手当受給者の自立促進を図っていくことを目的として、平成17（2005）年度より母子自立支援プログラム策定事業をモデル的に実施している。

実施主体は、地方公共団体（東京都、大阪府、指定都市）であり、費用については、国が10分の10を負担している。

また、ハローワークにおいては、就労支援コーディネーター及び就職支援ナビゲーターを配置し、児童扶養手当受給者の態様、ニーズ等に応じた効果的な就労支援を実施している。

母子自立支援プログラム策定事業の就業実績は、次のとおりである（図表2-1-18）。

図表2-1-18 母子自立支援プログラム策定事業による就業実績の状況

総 数	内 訳		
	常 勤	非常勤・パート	自営業・その他
71人	18人	52人	1人

資料：厚生労働省雇用均等・児童家庭局調べ

（注）数字は平成17（2005）年4月から平成17（2005）年12月までの実績である。

コラム4

～仙台市における母子自立支援プログラム策定事業及び生活保護受給者等就労支援事業～

母子家庭の母の就業・自立には、本人の就労意欲が欠かせないが、直面している困難が様々であることから、それぞれの置かれている生活環境に応じて、きめ細やかに支援することが求められている。

このことから、平成17（2005）年度、仙台公共職業安定所（ハローワーク仙台）に就労支援コーディネーター、就労支援ナビゲーター、職業指導官が新たに配置され、自立意欲のある生活保護受給者や児童扶養手当受給者を対象に、それぞれの受給者の状況に応じて、きめ細やかで確実な就労支援を行う「生活保護受給者等就労支援事業」が始まったことを受けて、仙台市では、「母子自立支援プログラム策定事業」（平成17（2005）年度モデル事業）を開始した。

福祉事務所（区保健福祉センター）で相談を受けた自立をめざし就業を希望する児童扶養手当受給者に対し、ハローワーク仙台と連携を図り、公共職業安定所職員と福祉事務所職員とがチームを組んで支援を進めている。

なお、自立支援プログラムを実施するにあたっては、宮城労働局やハローワーク仙台、宮城県及び仙台市の福祉・経済の部局の関係者で構成する協議会を設置し、この協議会において、就業支援を共通の課題に連携・協力して取り組むこととした。

このようななか、「福祉」と「雇用」の緊密な連携・協力をもとに、具体的な自立支援

プログラムとそれを実行する体制（人と組織）が整い、これまでに22名の母子家庭の母に対し、ナビゲーターによるマンツーマンの就労支援や、資格取得等の公共職業訓練、職業の相談・紹介等を行い、12名が就職し、支援継続中であるが就職に期待を持てるなど、着実に効果をあげている。併せて、就職後においても、子育てや生活の面での支援が必要となっている。

5 行政機関等における雇用促進の取組み

平成15（2003）年10月に、厚生労働省内における母子家庭雇用促進チームによってとりまとめられた「母子家庭の雇用促進に向けた当面の取組」や、平成16（2004）年3月に、関係省庁で構成される母子家庭の母の就業支援に関する関係省庁連絡課長会議によって、「国の機関の非常勤職員を公募する場合に、その求人情報を母子家庭等就業・自立支援センターへ提供するとともに公益法人等に職員の求人情報を母子家庭等就業・自立支援センターへ提供することを要請するなど、母子家庭の母の就業の促進に配慮する。」旨申し合わせたことに基づき、国の機関の非常勤職員の求人情報を母子家庭等就業・自立支援センターへ提供するとともに公益法人や社会福祉施設等の関係団体や地方公共団体に対しても、非常勤職員等の求人情報について、母子家庭等就業・自立支援センターへ提供するよう要請している。

こうした取組みにより、平成17（2005）年4月から12月までの間に、母子家庭等就業・自立支援センターの情報提供を通じて、国の機関には32名（1日の勤務時間が8時間で週5日勤務している者は4名、それに満たない時間数・日数で勤務している者は28名）が採用されており、地方公共団体及び関係団体には202名（1日の勤務時間が8時間で週5日勤務している者は46名、それに満たない時間数・日数で勤務している者は156名）が採用されている（採用者数は厚生労働省雇用均等・児童家庭局家庭福祉課調べによる。）。

さらに、母子家庭の母の雇入れの促進を図るとともに、母子家庭の母の就業機会を確保するため、母子福祉団体等への受注機会の増大を図られるよう配慮を促すため、平成16（2004）年8月18日に、職業安定局長から（社）日本経済団体連合会、日本商工会議所、全国商工会連合会、全国中小企業団体中央会に対し、母子家庭の母の就業の支援に関する特別措置法第5条及び第6条に基づいて要請を行った。

また、平成17（2005）年6月に、関係省庁で構成される母子家庭の母の就業支援に関する関係省庁連絡課長会議によって、「国の機関において、母子家庭の母の就業支援に関するリーフレット等を活用し、会計等の事務手続きの機会をとらえ、民間事業者に対し母子家庭の母の雇用について協力を要請する等母子家庭の母の就業の支援に配慮する。なお、この場合には、公務に対する国民の信頼を損なうことのないよう十分留意する。」旨申し合わせたことに基づき、事業者向けリーフレットを用い、様々な事務手続の機会をとらえ、民間事業者に対し母子家庭の母の雇用について協力を要請している（図表2-1-19）。

事業者の皆様へ

母子家庭の母の就業を
ご支援ください!!

- 長引く景気低迷の中、母子家庭の母の就職が一層厳しくなっています。母子家庭の母親は子どもを育てながら、仕事をしなければならず、就職に際し、不利な立場にあります。
- 平成15年8月より施行された「母子家庭の母の就業の支援に関する特別措置法」には、民間事業者に対する協力の要請、母子福祉団体等の受注機会の増大への配慮が定められています。
- このような状況をご理解頂き、母子家庭の就業支援に対しご支援下さい。

Q 例えば、どのような支援の方法があるのか？

- A 母子家庭の母の雇用に配慮いただき、ハローワークや母子家庭等就業・自立支援センターに求人情報を提供する。
- A 母子福祉団体等に事業を一部委託する。

【母子福祉団体等への事業委託例】

- ビル・公園等清掃事業
- 自動販売機の設置
- 統計データ等入力業務
- 議事録作成業務
- 託児業務委託 等
- 食堂・喫茶・売店経営
- 事業所内の保育事業
- 介護人派遣事業
- 宅配給食サービス

Q 母子家庭等就業・自立支援センターとは？

- A 各都道府県等に設置されており、母子家庭に対して無料就業相談・講習会・情報提供等の事業を実施しています。
- A 詳しくは各都道府県等にお問い合わせ下さい。

※なお、事業主に対する助成事業として、常用雇用転換奨励金事業(窓口：福祉事務所)、トライアル雇用事業(窓口：ハローワーク)及び特定求職者雇用開発助成金事業(窓口：ハローワーク)がございますので、ご活用下さい。

詳しくは…

最寄りの各都道府県等の母子家庭等就業・自立支援センター
又は各地方公共団体にお問い合わせ下さい。

第2節においては、母子家庭の母の就業支援を直接の目的とする施策のみならず、女性一般の支援を目的とする施策など、結果として、母子家庭の母の就業に資する施策についてもその実施状況を紹介する。

1 女性のチャレンジ支援策の推進

(1) 女性のチャレンジ支援策の推進

我が国において活力ある社会を築く上で、意欲と能力のある女性が社会のあらゆる分野で活躍できるようにすることが重要との考えのもと、平成15（2003）年4月に男女共同参画会議において意見として決定された「女性のチャレンジ支援策」及び同年6月の男女共同参画推進本部において決定された「女性のチャレンジ支援策の推進について」に基づき、内閣府を始めとして関係省庁では女性のチャレンジ支援策に取り組んでいる。

平成17年度は、各地域におけるモデル事業として「地域におけるチャレンジ・ネットワーク環境整備推進事業」を実施するとともに、女性のチャレンジを支援する担当者研修を行うなど、女性のチャレンジのための環境作りを推進した。

また、「若者の自立・挑戦のためのアクションプラン」の一環として、男女共同参画の観点で踏まえた取組みとして、関係省との連携・協力の下、新たに女性若年層の就業促進を目的とした広報啓発事業として、地域の女性センターにおける多様なキャリア形成支援のための就業支援・意識啓発セミナー、ジョブカフェと連携した研修・広報事業などを実施した。

「女性の再チャレンジ支援策検討会議」（官房長官が主宰。関係閣僚により構成。）において、平成17（2005）年12月、「女性の再チャレンジ支援プラン」を取りまとめた。本プランでは、①地域における支援ネットワークの構築等、②学習・能力開発支援、③再就職支援、④起業支援、⑤国における総合的な情報提供・調査の5つを柱として、子育て等によりいったん就業を中断した女性の再就職・起業等を総合的に支援していくこととした。

(2) 女性のチャレンジ支援のためのその他の取組み

農山漁村の維持・活性化に大きく貢献している女性について、女性の社会参画・経営参画を促進するため、地域における女性の参画目標の設定、女性の能力向上に向けた研修、出産・育児期の女性農業者支援、情報提供の強化等による様々な情報提供等を総合的に実施している。

また、経済産業省においては、創業に向けて具体的な行動を起こそうとする者を対象に、創業に必要な実践的能力を30時間程度で修得させる「創業塾」を実施しており、この中で女性向け創業塾も実施している。国民生活金融公庫や中小企業金融公庫を通じ、女性等を対象に優遇金利を適用する融資制度（女性、若者／シニア起業家支援資金）や、無担保、無保証人で融資を受けられる新創業融資制度を用意するなど、女性を含めた開業・創業の支援を実施している。

2 男女の均等な機会の確保対策の推進

働く女性が性別により差別されることなく、その能力を十分発揮できる雇用環境を整備するため、以下の施策等を実施している。

(1) 男女雇用機会均等に関する法制の強化

厚生労働省では、平成16年9月から、男女雇用機会均等の更なる推進のための方策について、労働政策審議会雇用均等分科会において議論を行っていただき、平成17年12月に同審議会から今後の男女雇用機会均等対策について建議がなされたところである。

建議においては、①男女双方に対する差別の禁止、間接差別の禁止など性差別禁止の範囲の拡大、②妊娠・出産等を理由とする不利益取扱いに対する規制の強化、③セクシュアルハラスメントに関する事業主の雇用管理上の義務の強化、④女性の坑内労働に関する規制の緩和、などが提言されている。

厚生労働省としては、この建議の趣旨に沿い、第164回通常国会へ男女雇用機会均等法等の改正法案を提出したところである。

(2) 均等取扱いのための指導等の実施

女性に対する差別的な取扱いをしている企業に対して、都道府県労働局長の助言、指導、勧告により速やかに雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律（以下「男女雇用機会均等法」という。）違反の是正を図るとともに、均等取扱いに関する個別紛争の円滑かつ迅速な解決のため、都道府県労働局長による援助及び機会均等調停会議による調停を行っている。

また、男女雇用機会均等法を一層定着させ、実質的な男女均等取扱いを実現するため、労使をはじめ社会一般に対し、男女雇用機会均等月間を中心に広報啓発活動を実施している。

(3) 企業における女性の能力発揮のための積極的取組み（ポジティブ・アクション）の推進

男女労働者間の採用、配置、昇進などに事実上の格差が大きい企業に対して、企業における女性の能力発揮のための積極的取組み（ポジティブ・アクション）を行うよう促すほか、具体的取組方法についての相談、情報提供等を実施し、企業での取組みを促進している。

また、経営者団体と連携し、厚生労働省及び都道府県労働局ごとに企業のトップや有識者をメンバーとする女性の活躍推進協議会を開催し、企業自ら主体的にポジティブ・アクションに取り組むことを促している。

さらに、ポジティブ・アクションを積極的に推進している企業に対し、公募による「均等推進企業表彰」を実施しているほか、個々の企業が実態に応じた目標を立てる際に活用できるよう、同業他社と比較したその企業の女性の活躍状況や取組内容についての診断が受けられるベンチマーク事業を実施している。

(4) 職場におけるセクシュアルハラスメント防止対策の推進

事業主のセクシュアルハラスメントに関する雇用管理上の配慮を徹底するため、男女雇用

機会均等法及び「事業主が職場における性的な言動に起因する問題に関して雇用管理上配慮すべき事項についての指針」の内容について一層の周知を図るとともに、措置を講じていない事業主に対しては指導により措置の実施を求めているほか、具体的取組みに関するノウハウを提供している。また、セクシュアルハラスメントによって精神的苦痛を受けた女性労働者の相談に対応するため、専門知識を持ったカウンセラーを配置し、女性労働者の相談に適切に対応している。

(5) 「女性と仕事の未来館」の運営

女性が働くことを積極的に支援する事業を総合的に展開するための拠点施設として開館した「女性と仕事の未来館」において、女性の能力発揮のためのセミナーや相談、働く女性に関する情報提供を行っているほか、女性起業家に対して、個別相談や女性起業家との交流を含めたセミナーの開催等各種支援事業を実施している。

3 パートタイム労働対策の推進

就業している母子家庭の母の約5割は臨時・パート就業となっているが、パートタイム労働者の処遇は働きに見合ったものになっていない場合もあり、パートタイム労働を労働者の能力が有効に発揮できる、魅力的な就業形態にしていくことが課題となっている。

このため厚生労働省では、「短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律」（平成5年法律第76号）に基づき、パートタイム労働者の適正な労働条件の確保や雇用管理の改善を図るための取組みを行っている。

具体的には、都道府県労働局を通じて、賃金などの処遇について正社員との均衡を考慮した処遇（均衡処遇）を図ることなどを具体的に示した「事業主が講ずべき短時間労働者の雇用管理の改善等のための措置に関する指針」（平成5年労働省告示第118号。以下「パートタイム労働指針」という。）の周知を図るとともに、短時間労働援助センターが均衡処遇に向けた取組みを行う事業主に対して人事労務管理の専門家を派遣して具体的な助言を行い、同業・同地域の他企業による会議を開催して、その成果を共有する「均衡処遇推進事業」などを実施しているところである。

4 仕事と家庭の両立支援対策の推進

働きながら子どもを産み育てやすい雇用環境を整備し、仕事と子育ての両立の負担を軽減することが重要となっていることから、厚生労働省では、平成17（2005）年度においては、以下の施策等を実施した。

(1) 次世代育成支援対策推進法

次世代育成支援対策推進法（平成15年法律第120号）に基づき、企業等が仕事と子育ての両立を図るために必要な雇用環境の整備等を進めるために策定・実施することとされている「一般事業主行動計画」について、常時雇用する労働者の数が301人以上の企業すべてにおいて、

策定・届出が行われるよう啓発、指導を行っている。また、300人以下の企業についてもできるだけ多く策定・届出が行われるよう、周知、啓発を行っている。なお、平成18年3月末時点で、301人以上企業からの届出率は99%となっている。

(2) 育児・介護休業法の施行

①育児休業・介護休業の対象労働者の拡大、②育児休業期間の延長、③介護休業の取得回数制限の緩和、④子の看護休暇制度の創設などの改正事項を含め、育児・介護休業法の着実な施行のため、同法の周知徹底を図るとともに、計画的な指導を実施している。また、育児休業の申出又は取得を理由とした不利益な取扱いなどについて、労働者から相談があった場合、必要な指導を実施している。

(3) ファミリー・フレンドリー企業の普及促進

企業における「仕事と家庭の両立のしやすさ」を示す両立指標の周知・広報を行い、各企業における活用を図ることにより仕事と家庭とを両立しやすい雇用環境の整備に積極的に取り組むファミリー・フレンドリー企業に向けた自主的な取組みを促進するとともに、ファミリー・フレンドリー企業表彰の実施により、その一層の普及促進を図っている。

(4) フレーフレー・テレフォン事業の推進

育児・介護等を行う労働者を支援するため、育児、介護等の各種サービスに関する相談に応じるとともに、これらに関する情報を電話やインターネット（フレーフレーネット <http://www.2020net.jp/>）により提供している。

(5) 育児・介護等のために退職した者に対する再就職支援の推進

育児、介護等のために退職し、将来的に再就職を希望する者に対し、再就職準備に役立つ情報の提供やセミナーの開催、キャリアコンサルティングの実施等により再就職準備のための取組みを計画的に行えるようきめ細かい支援を行う「再チャレンジサポートプログラム」などを行っている。また、再就職準備に関する情報及び育児・介護サービスに関する情報をインターネットで総合的に提供している。

5 両立支援ハローワーク

全国12か所に設置されている両立支援ハローワークにおいて、母子家庭の母等、育児、家事、介護等の制約条件を抱えつつ職業に就こうとする者に対し、職業生活と家庭生活との両立が容易になるよう支援しながら、就業希望登録、離職期間中の職業情報の提供、職業講習、きめ細やかな職業相談・職業紹介等を行っている。

従来は、職に就いていない者を対象として、就業希望登録をした者に対し、必要な職業情報等を提供する就業希望登録制度を実施してきたが、平成15（2003）年5月から、その対象者を拡充し、母子家庭の母等であって、現在、臨時・パートタイムの形態で就業しているが、将来的に常用雇用者に移行することを希望している者を追加した。

両立支援ハローワークの相談実績等は、1か月当たり、相談件数は約18,000件、紹介件数は約16,000件、就職件数は約2,400件である（厚生労働省職業安定局調べ）。

6 無料職業紹介事業者研修会

母子家庭の母、寡婦等の就職困難者に係る労働力需給調整機能を強化し、就職困難者の再就職の促進を図るため、就職困難者に対して就職のあっせんを行う無料職業紹介事業者に対する研修会を実施している。具体的には、無料職業紹介事業の許可を取得した母子福祉団体や特定非営利活動法人（NPO法人）等、就職困難者に対して就職のあっせんを行う無料職業紹介事業者（役員や紹介業務従事者）を対象とし、（社）全国民営職業紹介事業協会に委託して、①職業相談（カウンセリング）の実施方法、②母子家庭の母等就職困難者の職業紹介の実施方法、③民営職業紹介事業をめぐる諸問題等といった職業相談・職業紹介に係るノウハウ等を提供する無料職業紹介事業者研修会を平成18（2006）年2月に行った。

7 行動計画に基づく次世代育成支援対策の推進

平成17年4月の「次世代育成支援対策推進法」（平成15年法律第120号）の本格施行に伴い、地方公共団体は、母子家庭の自立支援施策等を盛り込んだ地域行動計画を策定し、これに基づき次世代育成支援のための取組みが進められた。

地域行動計画は、全ての地方公共団体に策定が義務付けられ、平成17年10月1日現在で、未策定の1県12市町村を除く全国の地方公共団体が策定済みである。

第3章

生活支援に関する 施策等

1 母子家庭等日常生活支援事業

母子家庭が安心して子育てをしながら生活することができる環境を整備するため、修学等や疾病などにより一時的に家事援助、保育等のサービスが必要となった際に、家庭生活支援員を派遣し、又は家庭生活支援員の居宅等において児童の世話等を行う母子家庭等日常生活支援事業を実施している。

実施主体は地方公共団体（都道府県又は市町村）であり、費用については、国と地方公共団体が2分の1ずつ負担している。

なお、この事業の一層の普及・利用促進を図るため、平成14（2002）年の母子及び寡婦福祉法の改正において、従来の「居宅介護人等事業」という名称を「日常生活支援事業」に改称するとともに、事業の実施場所を拡大するなどの改善を図った。

2 子育て短期支援事業

母子家庭等が安心して子育てをしながら働くことができる環境を整備するため、一定の事由により児童の養育が一時的に困難となった場合に児童を児童養護施設等で預かる短期入所生活援助（ショートステイ）事業、夜間養護等（トワイライトステイ）事業を実施している。

実施主体は地方公共団体（市町村）であり、国は各種の子育て支援事業などの次世代育成支援対策に関する事業計画を総合的に評価し、その事業計画の実施に必要な経費に対して次世代育成支援対策交付金を交付している。

（1）短期入所生活援助（ショートステイ）事業

保護者の疾病や仕事等の事由により児童の養育が一時的に困難となった場合、又は育児不安や育児疲れ、慢性疾患児の看病疲れ等の身体的・精神的負担の軽減が必要な場合に、児童を児童養護施設等で一時的に預かっている。

（2）夜間養護等（トワイライトステイ）事業

保護者が、仕事その他の理由により平日の夜間又は休日に不在となり家庭において児童を養育することが困難となった場合その他緊急の場合において、その児童を児童養護施設等において保護し、生活指導、食事の提供等を行っている。

3 ひとり親家庭生活支援事業

母子家庭等は、児童の養育や健康面の不安など生活の中に多くの問題を抱えている。また、こうした家庭の児童は、親との死別、離別という事態に直面し、精神的にも不安定な状況にある。

こうしたことから、生活の中で直面する諸問題の解決や児童の精神的安定を図るため、母子

家庭等の地域での生活について総合的に支援を行うひとり親家庭生活支援事業を実施している。

実施主体は地方公共団体（都道府県又は市町村）であり、費用については、国と地方公共団体が2分の1ずつ負担している。

(1) 生活支援講習会等事業

母子家庭等は、就労や家事等日々の生活に追われ、育児や母親・児童の健康管理などが十分に行き届かない面があることから、生活支援に関する講習会を開催している。

(2) 健康支援事業

母子家庭等は、健康面において不安を抱えていても働かなければ生活を維持することが困難な状況にある。こうした負担等が要因となって、体調を崩したり、親子関係に問題が生じるなどして、生活に困難が生じている場合も少なくないことから、これらの者に対して精神面、身体面の健康管理についての相談を行っている。

(3) 土日・夜間電話相談事業

母子家庭等は、平日や日中に就業や子育てを抱えている上、相談相手を得るのに困難な面があることから、比較的時間に余裕のある夜間、休日において気軽に相談でき、適切なアドバイスを得ることのできる電話相談を実施している。

(4) 児童訪問援助事業

ひとり親家庭の児童は、親との死別・離婚等により心のバランスを崩し、不安定な状況にあることから、心の葛藤を緩和し、地域での孤立化を防ぎ、新しい人間関係を築くなどの援助を必要としている。

このため、母子家庭等の児童が気軽に相談することのできる児童訪問援助員（ホームフ렌 ド）を児童の家庭に派遣し、児童の悩みを聞くなど、生活面の支援を行っている。

(5) ひとり親家庭情報交換事業

母子家庭等になって間もない家庭は、生活環境の変化が著しく、親自身が生活の中で直面する問題にひとりで悩み、精神面でも不安定な状況にある。このため、こうした母子家庭等が定期的に集い、お互いの悩みを打ち明けたり相談し合う場を設けている。

4 子育て支援基金事業による民間団体への助成

民間団体が行う次の母子家庭の生活支援に関する活動について、（独）福祉医療機構（旧社会福祉・医療事業団）の子育て支援基金より助成が行われた。

(1) 母子家庭の母の自立に向けた就業支援の実態調査事業（助成先：（財）全国母子寡婦福祉団体協議会）

全国56か所の母子寡婦福祉団体における母子家庭等就業・自立支援センター事業及び無料職業紹介事業の実施状況を詳細に調査し、今後の母子家庭等就業・自立支援センター事業及び無料職業紹介事業の推進に向けた検証を行った。

(2) 母子家庭自立支援のための就業支援ビジネスモデルの構築事業（助成先：NPO法人あぞら）

母親が安心して就業できるために、就業支援を進める行政や事業者がどのようなシステムを整備すればよいかを検討し、ビジネスモデルとして構築することを目的として、就業支援ビジネスの調査、母子家庭等のニーズ調査、就業支援モデル集の作成等を行った。

(3) 養育費確保の困難性とその解決を探る調査研究事業（助成先：NPO法人しんぐるまざあず・ふぉーらむ）

養育費の確保の困難性に焦点をあてて監護親と非監護親への調査を行い、養育費の確保の困難性とその解決を探る調査事業を行うための調査委員会の開催、事業報告書の作成などを行った。

(4) 離婚後に良好な親子関係を築くための啓発事業（助成先：NPO法人ウィंक）

母子家庭の自立支援に向けた課題のひとつである養育費問題への取組みとして、シンポジウムの開催、冊子の発行、法制度活用支援ネットワークの構築、アンケート調査等を実施した。

5 母子生活支援施設

母子生活支援施設は、配偶者のない女子又はこれに準ずる事情にある女子であって、その者の監護すべき児童の福祉に欠けるところがあると認められる場合、当該母子を入所させて、必要な生活指導を行い、社会的に自立させることを目的とする施設である。

母子生活支援施設は、社会福祉法人立のものや地方公共団体立のものがあり、合わせて全国に287か所ある（平成17年3月末現在）。また、入所理由別の入所状況は次のとおりである（図表3-1-1）。

図表3-1-1 母子生活支援施設の入所理由別入所状況（平成16年度新規入所）

入 所 理 由	入所世帯数	理由別割合
総数	2,569	100.0%
夫等の暴力	1,219	47.5%
経済的理由	483	18.8%
住宅事情	506	19.7%
入所前の家庭内環境の不適切	166	6.5%
母親の心身の不安定	111	4.3%

資料：厚生労働省雇用均等・児童家庭局家庭福祉課「平成16年度母子生活支援施設入退所状況調査」

(1) 母子生活支援施設と就業支援

母子生活支援施設に入所している母子家庭は、配偶者からの暴力の被害者など、母子家庭の中でも就業自立が容易ではないケースが多いと思われるが、そのような中であっても入所している母親4,131人のうち76.1%の3,144人が就労し、自立に向けた努力を行っている。雇用形態については、常用雇用が27.0%、臨時雇用が59.7%となっている（（社福）全国社会福祉協議会全国母子生活支援施設協議会「全国母子生活支援施設実態調査」（平成16年度））。

平成16（2004）年度には、1,869世帯が母子生活支援施設を退所している（厚生労働省大臣官房統計情報部「福祉行政報告例」）。

なお、無料職業紹介の許可を受けて、施設自ら職業紹介を行う事例もあり、母子生活支援施設においても、就業による自立に向け積極的に取り組んでいる。

(2) 母子生活支援施設の保育機能の充実

保育所に入所できない母子家庭等の児童に対し、母子生活支援施設の保育室に保育士を配置し、保育サービスを提供することにより、その保護者の就業による自立の支援を行う事業を平成15（2003）年度に創設した。

平成17（2005）年度の実施状況は、6施設である。

(3) 小規模分園型母子生活支援施設

母子生活支援施設に入所している母子の保護については、離婚直後など集中的な支援を必要とする者がいる一方で、比較的緩やかな生活指導と相談支援等により近いうちに自立が見込まれる者もいる。このため、近いうちに自立が見込まれる者について、地域の中の住宅地などにおいて小規模分園型母子生活支援施設を設け、本体施設と十分な連携の下、自立生活の支援を重点的に行っている。

平成17（2005）年度の実施施設は、6施設である。

6 居住の安定確保

母子家庭の住居等の状況を見ると、全世帯の持家率が約61%であるのに対し、母子世帯の持家率は約21%と低く（厚生労働省雇用均等・児童家庭局「全国母子世帯等調査」（平成15年）図表3-1-2）、また平均所得金額は224万6千円となっている（厚生労働省大臣官房統計情報部「国民生活基礎調査」（平成16年））。住宅は生活の重要な基盤であり、母子家庭等が、安心して子育てと就業・就業のための訓練との両立が可能となるよう、居住の安定確保を図り、生活面での支援体制を整備することが重要である。

このため、公共賃貸住宅において以下の施策を講じている。

(1) 公営住宅

公営住宅は、住宅に困窮する低額所得者に対して低廉な家賃で賃貸することにより、その居住の安定を図ることを目的とするものであるが、母子家庭については、公営住宅への入居者の選考に際し、住宅に困窮する低額所得者の中でも特に住宅困窮度が高い世帯として、事業主体である地方公共団体の判断により、抽選による当選率を一般の入居希望者より有利に取り扱う等の優先入居の取扱いを行うことができることとなっている。

(2) 都市再生機構賃貸住宅

都市再生機構が管理する賃貸住宅においても、新規の募集に際し、満20歳未満の子のいる母子家庭等に対し、当選率を優遇する措置を行っている。

図表3-1-2 母子世帯等の住居の状況

(千世帯)

	総数	持ち家	借家総数			同居	その他
			公営住宅	公社・公団住宅	借家		
母子世帯	1,225.4 (100.0%)	252.1 (20.6%)	234.5 (19.1%)	34.4 (2.8%)	390.5 (31.9%)	181.6 (14.8%)	132.2 (10.8%)

資料：厚生労働省雇用均等・児童家庭局「全国母子世帯等調査」（平成15年）

(千世帯)

	総数	持ち家	借家総数				同居	その他
			公営の借家	公社・公団の借家	民営借家	給与住宅		
普通世帯	47,082.8 (100.0%)	28,665.9 (60.9%)	2,182.6 (4.6%)	936.0 (2.0%)	12,561.3 (26.7%)	1,486.1 (3.2%)	191.1 (0.4%)	28.8 (0.1%)

資料：総務省統計局「住宅・土地統計調査」（平成15年）

(3) 雇用促進住宅の活用

雇用促進住宅については、母子家庭等について、就職若しくは就職が内定している又は公共職業安定所において求職活動中であること等の条件を満たせば、貸与の対象者としてきたところである。

なお、民間賃貸住宅においては、入居に際して連帯保証人を確保することが困難である等の場合であっても、複数の民間事業者によって家賃債務保証が実施されているところである。

1 保育所の整備

保育所の施設整備については、待機児童ゼロ作戦を推進するため、受入れ児童数の増大を図るために保育所の緊急整備を行うとともに、増築や低年齢児受入れ拡大のための乳児室等の整備や余裕教室等を活用した改築整備の促進、保育所分園の整備の促進等を図った。また、老朽化している保育所の改築に併せて、地域における子育て支援のための子育て支援相談室等の整備、一時保育事業のための保育室等の整備など地域の実情に応じた効果的な整備を推進してきたところである。

平成17（2005）年度からの取組みとしては、「子ども・子育て応援プラン」に基づき、待機児童数が50名以上いる市町村を中心に、平成19（2007）年度までの3年間で集中的に受入れ児童数の増大等を図っていくこととし、次世代育成支援対策施設整備交付金により、保育所整備の推進を図っている。

2 保育所への優先入所

保育所の入所については、保護者が希望する保育所を選択して市町村に申し込み、定員を上回る場合には、市町村が定める入所選考基準に基づき選考することになっている。

平成14（2002）年11月の母子及び寡婦福祉法の改正により、市町村が母子家庭等の児童の保育所への入所選考の際には特別な配慮を行う義務が規定されたことを受け、平成15（2003）年3月に「保育所の入所等の選考の際における母子家庭等の取扱いについて」（平成15年3月31日雇児発第0331011号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）を通知し、母子家庭等の児童を保育所入所の必要性が高いものとして優先的に取り扱うことについて特別の配慮を求めたところであり、引き続き周知を図っている。

3 延長保育

保育所の11時間の開所時間を超えて、さらにおおむね30分以上の延長保育を実施する延長保育事業については、「子ども・子育て応援プラン」に基づき、次世代育成支援対策交付金において推進を図っているところである（図表3-2-1）。

図表3-2-1 延長保育事業の状況

年 度	平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度
予 算 額	242億円	272億円	301億円	318億円	346億円
予算か所数	9,000か所	10,000か所	11,500か所	13,100か所	—
実施か所数	9,431か所	10,600か所	11,702か所	13,086か所	13,677か所（見込み）

資料：厚生労働省雇用均等・児童家庭局調べ

(注) 延長保育は平成17年度より次世代育成支援対策交付金の対象事業の1つとして推進しており、17年度予算額は交付金全体の額である。

4 夜間保育

夜間の保育需要への対応を図るため、開所時間がおおむね午前11時から午後10時である夜間保育所に対して、保育所運営費において定員によって定まる保育単価に加え、夜間保育所用単価を加算している。

また、夜間保育所として必要となる経費（1か所当たり年額150万円）を補助する夜間保育推進事業については、平成17（2005）年度予算において、対前年度20か所増の80か所分、4千万円の予算を確保した。

なお、夜間保育所の実施か所数は、平成17（2005）年10月1日現在で、66か所である（図表3-2-2）。

図表3-2-2 夜間保育所の実施か所数

年 度	平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度
実施か所数	49か所	55か所	58か所	64か所	66か所

資料：厚生労働省雇用均等・児童家庭局調べ

(注) 平成17（2005）年度については、10月1日現在。

5 乳幼児健康支援一時預かり事業（病後児保育）

子育てと就労の両立を支援するため、病気の回復期にある子どもを保育所や医療機関などに付設された施設で一時的に預かる乳幼児健康支援一時預かり事業（病後児保育）を実施している。

この事業については、「子ども・子育て応援プラン」において、平成21（2009）年度までに1,500か所（全国の市町村の約4割）で実施することを目標としており、平成17（2005）年度の実施か所数は603か所（見込み）である。

6 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）

放課後児童健全育成事業については、保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校に就学しているおおむね10歳未満の児童に対し、授業の終了後に児童館、学校の余裕教室などを利用して適切な遊び及び生活の場を提供するものであり、「子ども・子育て応援プラン」に基づき、平成21（2009）年度までに全国で17,500か所とすることとする（図表3-2-3）。

放課後児童クラブにおける母子家庭等の優先的利用については、平成15（2003）年3月に「保育所の入所等の選考の際における母子家庭等の取扱いについて」の通知において、保護者の就業や求職活動、職業訓練などを行うことができるよう、各放課後児童クラブにおいて優先的に利用できるよう配慮を求めたところであり、引き続き周知を図っている。

図表3-2-3 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）の実施か所数

年 度	平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度
実施か所数	11,803か所	12,782か所	13,698か所	14,457か所	15,184か所

資料：厚生労働省雇用均等・児童家庭局調べ
（注）数字は各年度5月1日現在のものである。

第4章

自立を促進するための経済的支援策等

第1節 児童扶養手当

児童扶養手当は、父と生計を同じくしていない児童が育成される家庭の生活を安定させるとともに自立を促し、児童の福祉の増進を図ることを目的として、その母又は養育者に対して支給されるものである。

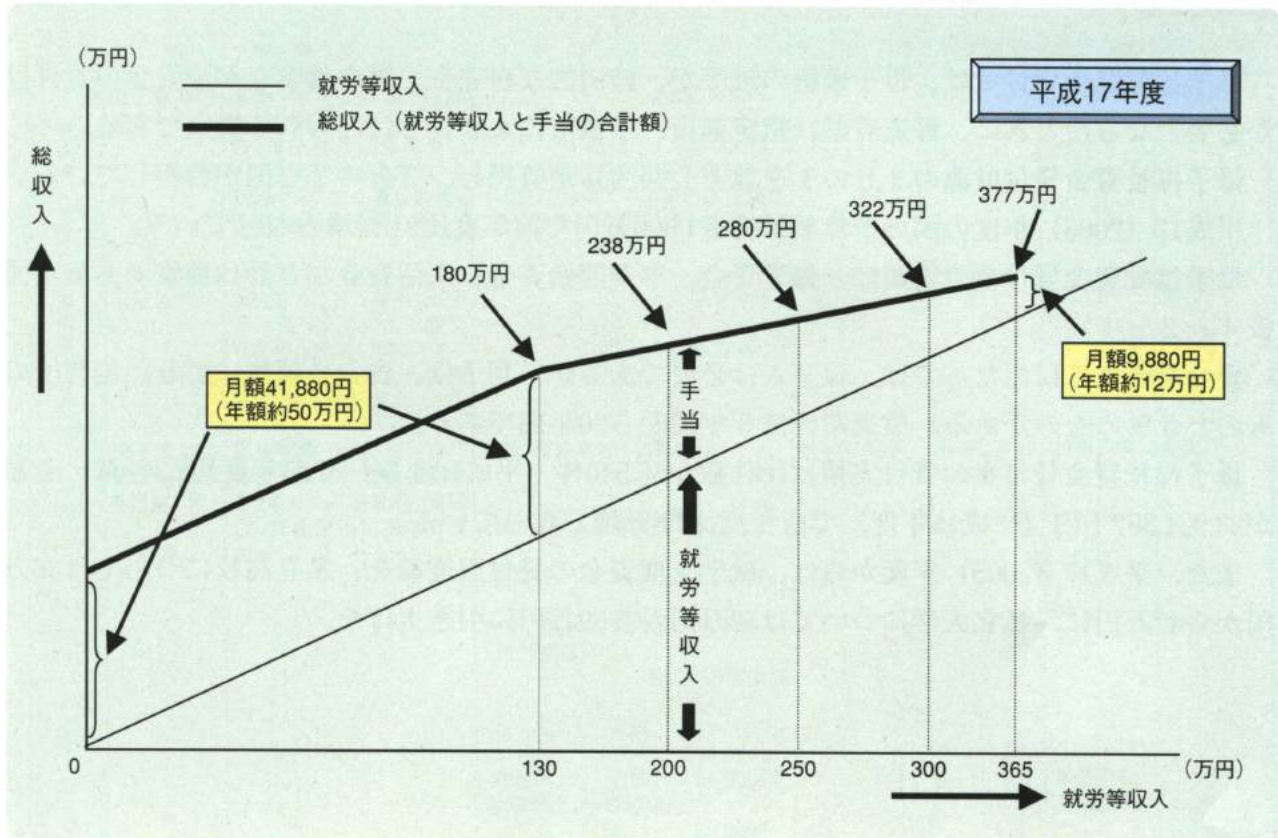
手当額については、受給者の所得（収入から各種控除額を減じたもの。受給者やその児童が父から養育費を受け取っている場合には養育費の8割相当額を加える。）と扶養親族等の数を勘案し、全部支給、一部支給、支給停止のいずれかに決まることとなる（図表4-1-1）。

図表4-1-1 所得制限限度額

扶養親族等の数	全部支給の所得 制限限度額	一部支給の所得 制限限度額
	万円	万円
0人	19	192
1人	57	230
2人	95	268
3人	133	306
4人	171	344
5人	209	382

なお、従来の児童扶養手当は、所得に応じて手当額が2段階であったため、収入が増えても、収入と手当の合計額である総収入額がかえって減少してしまう場合があったが、平成14（2002）年8月の改正以後は、就労により収入が増えた場合、手当を加えた総収入がなだらかに増えていくように、手当額がきめ細かく定められている（図表4-1-2）。

図表4-1-2 児童扶養手当給付水準（母と子ども1人の世帯）



母と子ども1人の母子世帯を例にとると、おおむね、収入が130万円（「所得」で57万円）未満の場合は、全額が支給され、収入が130万円以上で365万円未満（「所得」で57万円以上で230万円未満）の場合には、一部が支給される。

手当額は、基本的に、消費者物価指数に応じて毎年度改定され、平成17（2005）年度は、全額支給の場合の月額41,880円、一部支給の場合の月額は41,870円から9,880円までの10円きざみの額であった。第2子については月額5,000円、第3子以降については月額3,000円が加算される。

児童扶養手当受給者数は、平成18（2006）年1月現在で962,185人である。そのうち、全額支給されている者は595,305人、一部支給されている者は366,880人である（厚生労働省大臣官房統計情報部「福祉行政報告例」）。

母子福祉資金貸付金は、母子家庭の母等が、経済的な自立や児童の就学などで資金の貸付けが必要となったときに、都道府県、指定都市、中核市により貸し付けられる資金である。

母子福祉資金貸付財源の3分の1を地方公共団体が負担し、3分の2を国が負担している。

平成17（2005）年度の国の予算額は51億1,000万円で前年度比2.8%増となっている。

母子福祉資金貸付金の種類は、修学資金、事業開始資金、生活資金など計13種類である（図表4-2-1）。

資金を借りるに当たっては、保証人は必要であるが、利子は、資金の種類により、無利子のものと3%のものがある。償還期間は3年間から20年間である。

母子福祉資金貸付金の貸付実績は、件数が56,540件（平成16年度）で前年度比2.3%減、金額が23,921,867千円（平成16年度）で前年度比1.8%増となっている。

また、平成17（2005）年度からは、就学支度資金の貸付限度額を、私立高校については36万円から42万円に、私立大学については52万円から59万円に引き上げた。

図表4-2-1 母子福祉資金貸付金の概要

資金の種類	貸付対象等	貸付限度額	貸付を受ける期間	据置期間	償還期限	利率
事業開始資金	母子家庭の母 母子福祉団体	事業（例えば洋裁、軽飲食、文具販売、菓子小売業等、母子福祉団体については政令で定める事業）を開始するのに必要な設備、什器、機械等の購入資金 2,830,000円 団体 4,260,000円 (注) 複数の母子家庭の母等が共同して起業する場合の限度額は団体貸付の限度額を適用できるものとする		1年	7年以内	無利子
事業継続資金	母子家庭の母 母子福祉団体	現在営んでいる事業（母子福祉団体については政令で定める事業）を継続するために必要な商品、材料等を購入する運転資金 1,420,000円 団体 1,420,000円		6か月	7年以内	無利子
修学資金	母子家庭の母が扶養する児童 父母のない児童	高等学校、大学、高等専門学校又は専修学校に就学させるための授業料、書籍代、交通費等に必要な資金 高校、専修学校（高等課程） 一私立の限度額 () 30,000円 (自宅) 月額 45,000円 () 35,000円 (自宅外) 月額 52,500円 大学、高等専門学校、専修学校（専門課程） 一私立の限度額 () 54,000円 (自宅) 月額 81,000円 () 64,000円 (自宅外) 月額 96,000円 専修学校（一般課程） () 29,000円 月額 43,500円 ※ カッコ内の数値は、一般分限度額 (注) 高等学校、高等専門学校及び専修学校に就学する児童が18歳に達した日以後の最初の3月31日が終了したことにより児童扶養手当等の給付を受けることができなかった場合、上記の額に児童扶養手当の額を加算した額	就学期間中 当該学校卒業後 6か月		20年以内 専修学校（一般課程） 5年以内	無利子
技能習得資金	母子家庭の母	自ら事業を開始し又は会社等に就職するために必要な知識技能を習得するために必要な資金（例：訪問介護員（ホームヘルパー）、ワープロ、パソコン、栄養士等） 【一般】 月額 50,000円 【特別】 一括 600,000円（12か月相当） 運転免許 460,000円	知識技能を習得する期間中 3年をこえない範囲内	知識技能習得後 1年	10年以内	無利子
修業資金	母子家庭の母が扶養する児童 父母のない児童	事業を開始し又は就職するために必要な知識技能を習得するために必要な資金 月額 50,000円 特別 460,000円 (注) 修業施設で知識、技能習得中の児童が18歳に達した日以後の最初の3月31日が終了したことにより児童扶養手当等の給付を受けることができなかった場合、上記の額に児童扶養手当の額を加算した額	知識技能を習得する期間中 3年をこえない範囲内	知識技能習得後 1年	6年以内	無利子
就職支度資金	母子家庭の母又は児童 父母のない児童	就職するために直接必要な被服、履物等及び通勤用自動車等を購入する資金 一般 100,000円 運転免許 320,000円		1年	6年以内	無利子

(つづく)

(つづき)

資金の種類	貸付対象等		貸付限度額	貸付を受ける期間	据置期間	償還期限	利率
医療介護資金	母子家庭の母又は児童(介護の場合は児童を除く)	医療又は介護(当該医療又は介護を受ける期間が1年以内の場合に限る)を受けるために必要な資金	【医療】 310,000円 特別 450,000円 【介護】 500,000円		6か月	5年以内	無利子
生活資金	母子家庭の母	知識技能を習得している間、医療介護資金を借り受けて医療若しくは介護を受けている間、母子家庭になってもない(7年未満)母の生活を安定・継続する間(生活安定期間)又は失業中の生活を安定・継続するのに必要な生活補給資金	【一般】 月額 103,000円 【技能】 月額 141,000円 (注) 生活安定期間の貸付は、配偶者のない女子となった事由の生じたときから7年を経過するまでの期間中、月額103,000円、合計240万円を限度とする。 また、生活安定期間中の養育費の取得のための裁判費用については、1,236,000円(一般分の12か月相当)を限度として貸付けることができる	・知識技能を習得する期間中3年以内 ・医療又は介護を受けている期間中1年以内 ・離職した日の翌日から1年以内	知識技能習得後、医療若しくは介護終了後又は生活安定期間の貸付若しくは失業中の貸付期間満了後6か月	技能習得 10年以内 医療又は介護 5年以内 生活安定貸付 8年以内 失業 5年以内	年3% (医療介護資金と合わせて貸付けられる場合及び技能習得期間中の貸付については無利子) (注) 生活安定期間貸付の場合は、月額2万円、合計48万円を超えない範囲を無利子とする
住宅資金	母子家庭の母	住宅を建設し、購入し、補修し、保全し、改築し、又は増築するのに必要な資金	1,500,000円 (特別 2,000,000円)		6か月	6年以内 特別 7年以内	年3%
資金転宅	母子家庭の母	住宅を移転するため住宅の貸借に際し必要な資金	260,000円		6か月	3年以内	年3%
就学支度資金	母子家庭の母が扶養する児童 父母のない児童	就学、修業するために必要な被服等の購入に必要な資金	小学校 39,500円 中学校 46,100円 国公立高校 85,000円 修業施設等 100,000円 私立高校 420,000円 国公立大学・短大等 380,000円 私立大学・短大等 590,000円		6か月	就学 20年以内 修業 5年以内	無利子
結婚資金	母子家庭の母	母子家庭の母が扶養する児童、寡婦が扶養する20歳以上の子の婚姻に際し必要な資金	300,000円		6か月	5年以内	年3%
特例児童扶養資金	母子家庭の母	平成14年7月に児童扶養手当の支給を受けていた者であって、申請の際現に支給を受けている児童扶養手当の額が平成14年7月分の児童扶養手当の額未満であること(全部停止を除く)	平成14年7月分の児童扶養手当の額から、申請の際に現に支給を受けている児童扶養手当の額を控除した額	5年	貸付期間満了後1年(貸付を受けた者が死亡、児童を扶養しなくなった場合は6か月)	10年以内	無利子

(注) 償還：年賦、半年賦、月賦いずれも可能で繰上償還もいつでもできる。

違約金：年賦、半年賦、月賦いずれの場合でも、その指定日に償還しなかったときは、その翌日から納入した当日までの日数を計算し、元金につき年10.75%の違約金が徴収される。

数字は平成17(2005)年度のものである。

1 養育費確保の現状

離婚母子家庭のうち養育費の取決めをしている世帯は、34.0%となっている。それ以外の世帯において養育費の取決めをしていない理由としては、「相手に支払う意思や能力がないと思った」が最も多く（48.0%）、次いで「相手と関わりたくない」が20.6%、「取決めの交渉をしたが、まとまらなかった」が9.8%などとなっている。

また、養育費の受給状況については、現在も受給している者が17.7%、受けたことがある者が15.4%、受けたことがない者が66.8%となっている。養育費を現在も受けている又は一度でも受けたことがある者の養育費の1世帯当たりの平均額は、月額44,660円である（厚生労働省雇用均等・児童家庭局「全国母子世帯等調査」（平成15年））。

このように、養育費の確保は必ずしも十分に進んでいない状況にあるが、母子家庭が経済的に自立し、その児童が健やかに成長するためには、養育費の確保は重要である。

平成14（2002）年11月の母子及び寡婦福祉法の改正（平成15年4月1日施行）においても、養育費の確保を推進するため、児童を監護しない親は養育費を支払うよう努めるべきこと、児童を監護する親も養育費を確保できるよう努めるべきこと、国及び地方公共団体は養育費確保のための環境整備に努めるべきことが規定されたところである。

2 養育費の手引きの作成等

離婚する父母等が養育費の取決めをするためには、いわゆる「養育費の額の相場」を知っておくことが重要であるが、これまで、そのような相場を平易にまとめたものはなかった。このため、司法関係者が簡易迅速な養育費の算定方法を発表したことを受けて、これを母子家庭に対する相談業務等において活かすべく、平成15（2003）年3月に各地方公共団体に対し通知を発出して周知を図った。

また、養育費の取決め・確保を促進するため、平成16（2004）年3月には、上記養育費の算定方法や養育費を徴収するための手続等をまとめた「養育費の手引き」を作成し、相談業務等において活用されるよう各地方公共団体等に配布したところである。

さらに、離婚届時等における養育費取り決めの促進策として、平成17（2005）年8月には、離婚する時などを捉えて、子の養育に関する法的義務について周知し、養育費の取り決め書の作成を促すことが有効と考えられることから、「養育費に関するリーフレット」を作成し、市町村へ配付したところである（図表4-3-1）。

図表4-3-1

養育費の取り決めをしましょう

養育費の支払い は 親としての当然の義務 です

●養育費の支払いは親としての当然の義務です

(民法第766条、第877条・母子及び寡婦福祉法第5条 下欄参照)

未成年の子どもがいる夫婦が離婚した場合、父母のどちらかを親権者として定めることになりますが、親権者とならなかった親も、子どもの親であることには変わりなく、親として子どもを養う責任を分担しなければなりません。

●養育費の取決めの内容は書面で・・・

養育費の額、支払い方法、支払う期間などについてできるだけ具体的に明確に記載した上、父母が署名するなどして、後々取り決めの内容について争いが生じないようにすることが肝要です。



●民法（民法第四編第五編）（明治29年法律第89号）

第766条 父母が協議上の離婚をするときは、子の監護をすべき者その他監護について必要な事項は、その協議で定める。

協議が調わないとき、又は協議をすることができないときは、家庭裁判所が、これを定める。

2 子の利益のため必要があると認めるときは、家庭裁判所は、子の監護をすべき者を変更し、その他監護について相応な処分を命ずることができる。

3 前二項の規定によっては、監護の範囲外では、父母の権利義務に変更を生じない。

第877条第1項 直系血族及び兄弟姉妹は、互いに扶養をする義務がある。

●母子及び寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）

第5条 母子家庭等の児童の親は、当該児童が心身ともに健やかに育成されるよう、当該児童の養育に必要な費用の負担その他当該児童についての扶養義務を履行するように努めなければならない。

2 母子家庭等の児童の親は、当該児童が心身ともに健やかに育成されるよう、当該児童を監護しない親の当該児童についての扶養義務の履行を確保するように努めなければならない。

厚生労働省

【養育費に関する取決めの参考例】

子の養育費に関する取決め

父_____（以下、甲という。）、母_____（以下、乙という。）は、
甲乙間の子_____（以下、丙という。）の養育に関して次のとおり取り決める。

第1条 甲と乙は、丙の親権者を乙と定める。

第2条 甲は乙に対し、丙の養育費として、平成____年____月から、丙が満20歳に達
する月までの間、毎月末日までに、月額金_____円を、下記銀行口座に振
込み送金する方法により支払う。

但し、上記の金額については、物価の変動その他事情に変更が生じたときは、
別途協議して定める。

_____銀行_____支店
普通・当座預金口座
番 号 _____
口座名義人 _____

年 月 日

住 所 _____
氏 名 _____ 印

住 所 _____
氏 名 _____ 印

（注） この様式は、養育費を取り決める際の参考として掲載しており、それぞれの事情に
応じてその内容を適宜変更する必要があります。養育費の取決めに関してご不明な
点等ございましたら、お近くの母子家庭等就業・自立支援センターや福祉事務所等
にご相談ください。

3 民事執行法の改正

養育費確保の手続的な負担軽減の観点から、民事執行法の改正が行われ、平成16（2004）年4月1日より、養育費など扶養義務等に基づく定期的な債権について、相手方が期限の到来した分の養育費を支払わない場合において、その給料や賃料等を差し押さえるときには、将来の分についてもまとめて強制執行の手続をとることができるようになっている。

また、養育費の履行確保の観点から、民事執行法の改正が行われ、平成17（2005）年4月1日より、養育費等の金銭債権についての強制執行について、従来から認められていた直接強制の方法（相手方の財産を換価して支払を受ける方法）のほか、新たに間接強制の方法（相手方が履行しない場合には一定の制裁金を支払うよう命じて、履行を心理的に強制する方法）によって行うことができるようになっている。

4 母子福祉資金貸付金の貸付け

母子家庭の児童についての養育費の確保を促進する観点から、母子福祉資金貸付金の1つである生活資金の貸付けの運用を見直し、平成15（2003）年4月1日より、養育費の確保に係る裁判に要する費用について、123万6千円を限度として生活資金を一括して借り受けることができるようになっている。

5 地方公共団体における相談

各地方公共団体において、母子自立支援員等が母子家庭に対し養育費に関する相談に応じているほか、母子家庭等就業・自立支援センター事業の一環として、養育費等の法律相談を行っている。

コラム5

～NPO法人Winkの離婚後の親子関係修復のための啓発事業～

NPO法人Winkは「子どもの健全育成と大人世代の責任の全う」を理念に離婚後の親子関係修復のための啓発事業として、養育費と面接交渉をめぐる問題に取り組んでいる。

平成15（2003）年より10年計画でスタートした「養育費と面接交渉を子どもの権利として親が守っていこう！」という啓発活動であり、平成17（2005）年度は子育て支援基金の助成を受けて3つの事業を行った。

1つ目は、毎年継続的に開催している「4月19日よういくひの日・キャンペーンイベント・パパに聞きたいこと」であり、離婚後の親子関係をめぐる諸問題を当事者のみならず社会に周知させていこうという趣旨のイベントである。当日会場では、「親としての責任」をテーマに出演者のトークディスカッションや当事者からの積極的な発言もあり、非常に内容の濃いイベントとなった。

2つ目は、法律支援ネットワーク構築会議である。民事執行法改正から養育費の支払いがどうか変わったかなど、当事者からの意見をインターネット上で募集し、今後の支援に必要とされることを専門家委員会を結成して検証し、報告書にまとめた。民事執行法の改正から2年、法律制度は使いやすくなったとはいえ、法律はあくまでも手段でしかなく、問題の解決やサポートにはまだまだ考えていかななくてはならないことが多くあることを実感した。

3つ目は、これまで団体で行ってきた養育費と面接交渉の当事者アンケートをまとめたものを書籍化し、「離婚後の親子関係サポートマニュアル」を作成した。完成した書籍は都道府県福祉窓口及び男女共同参画センター、弁護士等の支援者、家庭裁判所調停委員会等に全2000部を配布した。当事者からの生の声を反映し、支援する人の心得や直接強制と間接強制の手続の説明等を情報として含む支援者のためのガイドブックになっている。

離婚後の親子関係に関する諸問題は、法律や制度だけでは変えられない心理的な問題が大きいと感じている。子ども達が離れている親に愛されているという証を感じて、離婚後も健全に育成されていくために子どもの権利として守る活動を今後も力を入れて推進していくこととしている。

平成18年度
母子家庭の母の就業支援施策

第164回国会（常会）提出

この文書の記載事項については、数量、金額等は概数によるものがあり、
また、今後変更される場合もあることに注意して下さい。

目 次 ■■■■

第1章 就業支援に関する施策等

第1節	母子家庭の母の就業支援に関する施策	2
1	就業相談・就職支援	2
	(1) 母子自立支援員の配置	2
	(2) 母子家庭等就業・自立支援センター	2
	(3) 公共職業安定所における職業相談、職業指導	2
2	職業能力開発	3
	(1) 自立支援教育訓練給付金	3
	(2) 高等技能訓練促進費	3
	(3) 公共職業訓練の実施	4
	(4) 保育士資格の取得	4
3	雇用・就業機会の増大	4
	(1) 特定求職者雇用開発助成金	4
	(2) 常用雇用転換奨励金	5
	(3) トライアル雇用奨励金	5
	(4) たばこ事業法の許可基準の特例	5
	(5) 母子福祉団体等への事業発注の推進	5
	(6) 特定事業推進モデル事業	5
	(7) 母子家庭の母の就業支援を図る優良企業等の表彰	6
4	児童扶養手当受給者に対する就労支援事業（自立支援プログラム）	6
第2節	母子家庭の母の就業に資する施策	7
1	女性のチャレンジ支援策の推進	7
2	男女の均等な機会の確保対策の推進	7
3	パートタイム労働対策の推進	8
4	仕事と家庭の両立支援対策の推進	8
5	マザーズハローワーク	9
6	無料職業紹介事業者研修会	9
7	行動計画に基づく次世代育成支援対策の推進	9

第2章 生活支援に関する施策等

第1節	母子家庭の生活支援に関する施策	12
1	母子家庭等日常生活支援事業	12
2	子育て短期支援事業	12
3	ひとり親家庭生活支援事業	12
4	母子生活支援施設	12
5	居住の安定確保	13

第2節	保育等	14
1	保育所の整備	14
2	保育所への優先入所	14
3	延長保育	14
4	夜間保育	15
5	乳幼児健康支援一時預かり事業（病後児保育）	15
6	放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）	15

第3章 自立を促進するための経済的支援策等

1	児童扶養手当	18
2	母子福祉資金貸付金	18
3	養育費の確保策	18

第1章

就業支援に関する 施策等

1 就業相談・就職支援

(1) 母子自立支援員の配置

母子自立支援員は、母子家庭の抱えている問題を把握し、就業相談などその解決に必要な助言及び情報提供等を行い、母子家庭の母の自立に向けた総合的な支援を行う役割を担っており、国としても、引き続き、全国研修会を開催するなどその資質の向上を図るとともに、地方公共団体に対して適切な配置について助言する。

(2) 母子家庭等就業・自立支援センター

就業上の問題について助言を行う就業相談、求人開拓等を行う就業促進活動、資格の習得等を支援する就業支援講習会、母子家庭の母等に対し就業情報を提供する就業情報提供事業等、母子家庭等就業・自立支援センターが、各種の事業を適切に実施するよう、引き続き、努めていく。

また、母子家庭等就業・自立支援センター事業がより多くの地方公共団体において実施されるよう、引き続き、地方公共団体に対し、母子家庭施策担当者の全国会議等の場を通じて本事業の意義、必要性等を周知していく（図表1-1-1）。

なお、「子ども・子育て応援プラン」（平成16年12月少子化社会対策会議決定）において、平成21（2009）年度までに、母子家庭等就業・自立支援センターを全都道府県・指定都市・中核市に設置することを目標として掲げている。

図表1-1-1 平成18（2006）年度における母子家庭等就業・自立支援センターの実施予定

	都道府県(47)	指定都市(14)	中核市(37)	合計(98)
実施自治体数(予定)	47か所	14か所	28か所	89か所
実施割合	100.0%	100.0%	75.7%	90.8%

資料：厚生労働省雇用均等・児童家庭局調べ

（注）数字は平成18（2006）年2月現在で把握した予定数である。

(3) 公共職業安定所における職業相談、職業指導

今後とも、公共職業安定所において、母子家庭の母を含め、就職を希望する者に対し、きめ細かな職業相談及び職業紹介を実施していく。

また、児童扶養手当受給者を対象とする自立支援プログラムの一環として、就職に向けた重点的な支援を行うため、福祉事務所等と連携し、稼働能力や就労意欲がある児童扶養手当受給者に対して、個々の態様やニーズ等に応じてきめ細かな就職支援を行う生活保護受給者等就労支援事業の対象地域を、全国に拡大して実施する。

2 職業能力開発

(1) 自立支援教育訓練給付金

母子家庭の母が教育訓練講座を受講した場合に当該母子家庭の母に対し経費の一部を支給する自立支援教育訓練給付金事業は、平成18（2006）年度において537の地方公共団体で実施される予定であり、実施割合は61.1%である。より多くの地方公共団体で自立支援教育訓練給付金事業が実施されるよう、引き続き、地方公共団体に対し、母子家庭施策担当者の全国会議等の場を通じて本事業の意義、必要性等を周知していく（図表1-1-2）。

また、児童扶養手当の申請・相談受付時や児童扶養手当の現況届の用紙を母子家庭の母に送付する際に、併せて、自立支援教育訓練給付金事業などの就労支援事業の内容等が母子家庭の母に周知されるよう、地方公共団体に対し、引き続き助言を行っていく。

さらに、平成18（2006）年度より、自立支援教育訓練給付金の受給を希望する母子家庭の母に対する事前相談において、母子自立支援プログラム策定員により自立支援計画書を策定し、様々な就業支援等のメニューを提示することによって、地域の実情に応じたより幅広い自立支援が可能となるよう充実を図った。

なお、「子ども・子育て応援プラン」において、平成21（2009）年度までに、自立支援教育訓練費給付金事業を全都道府県・市等で実施することを目標としている。

図表1-1-2 平成18（2006）年度における自立支援教育訓練給付金事業の実施予定

	都道府県(47)	指定都市(14)	中核市(37)	一般市等(781)	合計(879)
実施自治体数(予定)	47か所	14か所	33か所	443か所	537か所
実施割合	100.0%	100.0%	89.2%	56.7%	61.1%

資料：厚生労働省雇用均等・児童家庭局調べ

(注) 1. 数字は平成18（2006）年2月現在で把握した予定数である。

2. 「一般市等」とは、市（指定都市及び中核市を除く。）、特別区及び福祉事務所設置町村のことである（以下同じ。）。

(2) 高等技能訓練促進費

母子家庭の母が保育士等の資格を取得するため養成機関で修業する場合に当該母子家庭の母に対し一定の手当を支給する高等技能訓練促進費事業は、平成18（2006）年度において422の地方公共団体で実施される予定であり、実施割合は48.0%である。より多くの地方公共団体で実施されるよう、引き続き、地方公共団体に対し、母子家庭施策担当者の全国会議等の場を通じて本事業の意義、必要性等を周知していく（図表1-1-3）。

また、平成18（2006）年度より、高等技能訓練促進費の受給を希望する母子家庭の母に対する事前相談において、母子自立支援プログラム策定員により自立支援計画書を策定し、様々な就業支援等のメニューを提示することによって、地域の実情に応じたより幅広い自立支援が可能となるよう充実を図った。

さらに、「子ども・子育て応援プラン」において、平成21（2009）年度までに、本事業による1,300人の資格取得者数を目標として掲げているところであり、地方公共団体等とともに推進を図っていく。

図表1-1-3 平成18（2006）年度における高等技能訓練促進費事業の実施予定

	都道府県（47）	指定都市（14）	中核市（37）	一般市等（781）	合計（879）
実施自治体数（予定）	44か所	13か所	30か所	335か所	422か所
実施割合	93.6%	92.9%	81.1%	42.9%	48.0%

資料：厚生労働省雇用均等・児童家庭局調べ

（注）数字は平成18（2006）年2月現在で把握した予定数である。

（3）公共職業訓練の実施

母子家庭の母等の就職を支援するため、引き続き、訓練の受講を希望し、本人の職業能力、求職条件等から受講の必要性の高い者に対し無料の公共職業訓練の受講をあっせんすることとし、これらの者のうち公共職業安定所長の指示により公共職業訓練を受講するものには、雇用対策法に基づく訓練手当を支給する。

また、平成17（2005）年度に引き続き、自立支援プログラムに基づき福祉事務所を通じ受講を希望する母子家庭の母等を対象に民間の教育訓練機関等の多様な委託先を活用した準備講習付き職業訓練を実施し、母子家庭の母等の職業的自立の促進を図っていく。準備講習付き職業訓練は、公共職業訓練受講の準備段階として、意識啓発等を目的とした準備講習（4～5日程度）を実施し、準備講習修了者は、実際の職業に必要な技能・知識を習得するための公共職業訓練（3～6月程度）の受講に移行することとしている。

（4）保育士資格の取得

保育士資格の取得に関しては、母子家庭等の就労を支援する観点から、配偶者のない女子で現に児童を扶養しているもの又は配偶者のない女子として児童を扶養していたことのある者について

- ① 指定保育士養成施設において必修となっている保育実習について、家庭的保育事業に補助者として従事している者又は従事したことのある者に対して、実習の一部を免除できる
- ② 保育士試験の受験資格に、家庭的保育事業に補助者として従事している又は従事した実務経験を換算できることとし、高等学校等を卒業した者は2年、義務教育課程を卒業した者は5年の従事経験があれば試験を受験できる

取扱いとしているところであり、引き続き、こうした取扱いについて周知を図っていく。

3 雇用・就業機会の増大

（1）特定求職者雇用開発助成金

母子家庭の母等就職が特に困難な者の雇用機会の増大を図るため、引き続き、これらの者を公共職業安定所又は職業紹介事業者の紹介により継続して雇用する労働者として雇い入れる事業主に対し、特定求職者雇用開発助成金を支給する。

(2) 常用雇用転換奨励金

母子家庭の母を常用雇用として雇用した場合に事業主に対して奨励金を支給する常用雇用転換奨励金事業は、平成18（2006）年度において205の地方公共団体で実施される予定であり、実施割合は23.3%である。より多くの地方公共団体において実施されるよう、引き続き、地方公共団体に対し、母子家庭施策担当者の全国会議等の場を通じて本事業の意義、必要性等を周知していく（図表1-1-4）。

また、平成18（2006）年度より、既にパート等で雇用されている母子家庭の母を常用雇用に転換した場合であっても奨励金を支給できるよう、雇用転換の期限を採用後6か月以内とする現行要件を職業訓練を開始後6か月以内とするように要件緩和し、その積極的な活用を図る。

図表1-1-4 平成18（2006）年度における常用雇用転換奨励金事業の実施予定

	都道府県(47)	指定都市(14)	中核市(37)	一般市等(781)	合計(879)
実施自治体数(予定)	30か所	5か所	14か所	156か所	205か所
実施割合	63.8%	35.7%	37.8%	20.0%	23.3%

資料：厚生労働省雇用均等・児童家庭局調べ

(注) 数字は平成18（2006）年2月現在で把握した予定数である。

(3) トライアル雇用奨励金

母子家庭の母等は、子どもの養育との両立のため求職活動が制限されてしまうこと、未就職期間が長いこと就労能力への不安を有すること等により就職が困難な状況にあるため、引き続き、これら母子家庭の母等がその家庭環境、適性・能力にふさわしい職業に就くことができるよう、求人者と求職者が相互に理解を深めるための試行雇用（トライアル雇用）制度を母子家庭の母等に対しても引き続き実施し、早期就職の促進を図っていく。

(4) たばこ事業法の許可基準の特例

製造たばこの小売販売業の許可にあたっては、平成18（2006）年度においても母子家庭の母の支援の一環として、母子及び寡婦福祉法第26条及び第34条に基づき、同法第6条第3項に規定する寡婦若しくは同条第6項に規定する配偶者のない女子で現に児童を扶養しているものに該当する者については、製造たばこの小売販売業の許可に際して適用している距離基準を緩和した距離を引き続き適用していくこととする。

(5) 母子福祉団体等への事業発注の推進

地方公共団体等に対し、引き続き母子家庭施策担当者の全国会議の場等を通じ、母子福祉団体等の事業受注の機会の増大が図られるよう配慮するという、母子家庭の母の就業の支援に関する特別措置法の趣旨について周知を図っていく。

(6) 特定事業推進モデル事業

地方公共団体が、地域の実情に応じ、母子家庭の新たな就労の機会を創出するなど先駆的な事業をモデル的に実施し、課題の評価検討を行った上、推奨すべき事例と認められる事業につ

いて、全国的な普及展開を図ることを目的とした特定事業推進モデル事業については、引き続き、地方公共団体の地域の実情に応じた先駆的な事業実施が図られるよう、全国会議等の場を通じて呼びかけていく。

(7) 母子家庭の母の就業支援を図る優良企業等の表彰

母子家庭の母を雇用している企業、母子寡婦団体等に事業を発注している企業等、母子家庭の母の就業支援に積極的に取り組んでいる企業等を表彰し、母子家庭の母の就業の促進に向けた社会的機運の醸成を図っていく。

4 児童扶養手当受給者に対する就労支援事業（自立支援プログラム）

児童扶養手当受給者の自立を促進するために自立支援プログラムを策定し、ハローワーク等と緊密に連携しつつ、就業に結びつけていく母子自立支援プログラム策定事業は、平成18（2006）年度において全国展開することとしており、66の地方公共団体で実施される予定であり、実施割合は、都道府県は51.1%、指定都市は92.9%、中核市は5.4%、一般市等は3.5%である。より多くの地方公共団体において実施されるよう、地方公共団体に対し、母子家庭施策担当者の全国会議等の場を通じて本事業の意義、必要性等を周知していく（図表1-1-5）。

図表1-1-5 平成18（2006）年度における母子自立支援プログラム策定事業の実施予定

	都道府県(47)	指定都市(14)	中核市(37)	一般市等(781)	合計(879)
実施自治体数(予定)	24か所	13か所	2か所	27か所	66か所
実施割合	51.1%	92.9%	5.4%	3.5%	7.5%

資料：厚生労働省雇用均等・児童家庭局調べ

(注) 数字は平成18（2006）年2月現在で把握した予定数である。

1 女性のチャレンジ支援策の推進

女性のチャレンジを支援する担当者研修や「若者の自立・挑戦のためのアクションプラン」の一環として、男女共同参画の観点を踏まえ、関係省との連携・協力の下、女性若年層の就業促進を目的とした広報啓発事業として、地域の女性センターにおける多様なキャリア形成支援のための就業支援・意識啓発セミナー、ジョブカフェと連携した研修・広報事業などを引き続き実施する。

また、「女性の再チャレンジ支援プラン」（2005年12月女性の再チャレンジ支援策検討会議決定）を関係府省が連携して着実に実施するとともに、更なる課題を検討していく。

同プランに基づき、内閣府においては、「再チャレンジ支援地域モデル事業」を実施するとともに、関係省と連携して再チャレンジしたい女性に必要な支援情報を提供するポータルサイトの構築に取り組む。

また、農林水産省においては、引き続き、女性の社会参画・経営参画を促進するため、女性の農業経営・起業活動の高度化に向けた研修、女性認定農業者等の拡大を推進するとともに、地域における女性農業者への支援体制の強化等を総合的に実施していくこととしている。

さらに、経済産業省においては、創業に向けて具体的な行動計画を有する者を対象に、創業に必要な実践的能力を修得させる短期集中研修である女性向け等の「創業塾」を実施するとともに、国民生活金融公庫や中小企業金融公庫を通じ、女性等を対象に優遇金利を適用する融資制度（女性、若者／シニア起業家支援資金）や、無担保、無保証人で融資を受けられる新創業融資制度を用意するなど、女性を含めた開業・創業の支援を引き続き実施していく。

2 男女の均等な機会の確保対策の推進

積極的な指導等により男女雇用機会均等法の履行確保を図るとともに、均等取扱いに関する個別紛争の円滑かつ迅速な解決のため、都道府県労働局長による援助及び機会均等調停会議による調停を行う。ポジティブ・アクションについては、企業が自主的に取り組むよう、一層の普及促進を図る。職場におけるセクシュアルハラスメントについては、防止対策の徹底を図るとともに、個別の問題が生じた場合には適切な対応がなされるよう指導を行うとともに、相談体制の充実を図る。

また、「女性と仕事の未来館」においても、セミナーや情報提供を行う等、引き続き働く女性を支援していくこととする。

さらに、平成18（2006）年度から、女性の起業支援のための総合的情報提供を行う専用サイトの創設や、経営上のノウハウや諸問題を打開するためのアドバイスを与えるメンター（先輩の助言者）の紹介サービス事業を実施するとともに、子育て期にある女性の起業を促進するため、末子が12歳以下の子育て期にあり、かつ、有効求人倍率が全国平均を下回る都道府県に居住している女性の起業に対する助成金制度を創設することなどにより支援を行っていく。

3 パートタイム労働対策の推進

パートタイム労働指針に具体化されたパートタイム労働者と正社員との均衡処遇の考え方の社会的な浸透・定着に向けた取組みを引き続き行うとともに、従来の短時間労働者雇用管理改善等助成金の内容を抜本的に見直し、均衡処遇に取り組む事業主への支援を強化する。また、均衡処遇に向けた取組みについて事業主自らがチェックしアドバイスを得られるインターネット上の診断システムの提供を開始するとともに、事業主に対して人事労務管理の専門家を派遣して具体的な助言を行い、同業・同地域の他企業による会議を開催して、その成果を共有する「均衡処遇推進事業」などを引き続き実施する。

4 仕事と家庭の両立支援対策の推進

育児・介護休業法の周知徹底を図るとともに、企業における育児休業制度等の定着を促進する。また、育児休業の取得等を理由とした不利益な取扱いについての労働者からの相談に適切に対応する。さらに、育児休業の取得等が立ち遅れている中小企業に対する「中小企業子育て支援助成金」を創設する。

平成17（2005）年4月より全面施行されている次世代育成支援対策推進法に基づき、仕事と子育ての両立を図るために必要な雇用環境の整備等を進めるため、できるだけ多くの企業において「一般事業主行動計画」の策定・届出が行われるように、特に、常時雇用する労働者の数が300人以下の中小企業を中心に啓発・指導を実施し、企業等における自主的な取組みを支援する。また、平成19（2007）年度から実施される認定に向け、企業等に対し周知・啓発を実施していく。

また、仕事と家庭とを両立しやすい雇用環境の整備に積極的に取り組むファミリー・フレンドリー企業の普及促進、育児、介護等の各種サービスに関する相談に応じるとともに、これらに関する情報を電話やインターネットにより提供するフレーフレー・テレフォン事業の推進を引き続き図っていく。さらに、育児・介護等のために退職した者に対して、キャリアコンサルタントによる相談の実施等、再就職の準備のための計画的な取組みを支援する「再チャレンジサポートプログラム」の実施箇所を拡充するとともに、マザーズハローワークと連携した総合的な再就職支援を実施する。

経済産業省においては、保護者や働きながら育児を行う従業員を抱える企業等のニーズを踏まえ、NPO・民間企業・病院等多様な主体の連携によるコンソーシアム形式による新たな育児関連サービスの提供を行う場合の支援を行う。また、商店街振興組合などが商店街の空き店舗を借り上げて改装等を行い、保育サービス施設等を設置・運営する事業に対して支援していく。

5 マザーズハローワーク

平成18（2006）年度から、従来の両立支援ハローワークに替えて、新たにマザーズハローワークを設置し、再就職を希望する母子家庭の母等、子育て女性への就職支援を行う。具体的には、子ども連れでも来所しやすい体制を整備するとともに、求職活動の準備が整いすぐにも再就職を希望する方に対し、担当者制の職業相談や、地方公共団体等との連携による子育て情報の提供など、再就職に向けた総合的かつ一貫した支援を行う。

その中で、マザーズハローワークの利用者のうち、担当者制による就職支援を受けた対象者数が3,000人を上回ることで、また、当該支援を受けた対象者の就職率が50%を上回ることを目標としている。

6 無料職業紹介事業者研修会

母子家庭の母、寡婦等の就職困難者に係る労働力需給調整機能を強化し、就職困難者の再就職の促進を図るため、職業相談・職業紹介に係るノウハウ等を無料職業紹介事業者に提供する無料職業紹介事業者研修会を行う。

7 行動計画に基づく次世代育成支援対策の推進

母子家庭の自立支援施策を含む、次世代育成支援のための各般の施策の着実な推進を図るため、それぞれの行動計画に基づいた地方公共団体の取組みを支援する。

第2章

生活支援に関する 施策等

母子家庭の就業・自立を進める上では、生活支援に関する施策の推進が必要である。また、父子家庭においても、就業状況については、常用雇用が多いなど母子家庭に比べ相対的に恵まれているものの、子育て支援、家事支援の必要性は高く、父子家庭を含めたひとり親家庭に対する生活支援策の推進が求められている。

1 母子家庭等日常生活支援事業

母子家庭の母等が、修学等や疾病などにより一時的に家事援助、保育等のサービスが必要となった際に、家庭生活支援員を派遣し、又は家庭生活支援員の居宅等において児童の世話等の支援を行う母子家庭等日常生活支援事業の着実な推進を図っていく。

2 子育て短期支援事業

母子家庭の母等が安心して子育てをしながら働くことができる環境を整備するため、一定の事由により児童の養育が一時的に困難となった場合のための短期入所生活援助（ショートステイ）事業、夜間養護等（トワイライトステイ）事業の着実な推進を図っていく。

また、子育て短期支援事業については、「子ども・子育て応援プラン」において、平成21（2009）年度までに、ショートステイ事業を870か所、トワイライトステイ事業を560か所で実施することを目標としている。

3 ひとり親家庭生活支援事業

生活の中で直面する諸問題の解決や児童の精神的安定を図るため、母子家庭等の地域での生活について総合的に支援を行うひとり親家庭生活支援事業の着実な推進を図っていく。

4 母子生活支援施設

（1）母子生活支援施設と自立支援

配偶者のない女子又はこれに準ずる事情にある女子であって、その者の監護すべき児童の福祉に欠けるところがあると認められる場合に、当該母子を母子生活支援施設に入所させて、必要な生活指導を行い、就労も含め、社会的な自立を図っていく。

（2）母子生活支援施設の保育機能の活用

保育所に入所できない母子家庭等の児童に対し、母子生活支援施設の保育室に保育士を配置し、保育サービスを提供しており、引き続き、こうしたサービスを提供していく。

(3) 小規模分園型母子生活支援施設の実施

近いうちに自立が見込まれる者について、地域の中の住宅地などの小規模分園型母子生活支援施設において、本体施設と十分な連携の下、自立生活の支援を行っており、引き続き、こうしたサービスを提供していく。

5 居住の安定確保

母子家庭等の居住の安定の確保を図るため、公営住宅について、引き続き、地方公共団体の判断による優先入居の活用を図る。また、都市再生機構賃貸住宅についても、新規の募集に際し、満20歳未満の子のいる母子家庭等に対し、当選率を優遇する措置を行う。

雇用促進住宅については、母子家庭等について、就職若しくは就職が内定している又は公共職業安定所において求職活動中であること等の条件を満たせば、貸与の対象とする取扱いを行っており、この取扱いを引き続き行っていく。

民間賃貸住宅については、ひとり親世帯のいわゆる住宅弱者の入居を受け入れること等の一定の要件に合った民間賃貸住宅等に関する登録制度を整備し、地方公共団体、NPO、仲介業者等と連携して、住宅弱者の入居の円滑化と安心できる賃貸借関係の支援を行う「あんしん賃貸支援事業」を創設する。

1 保育所の整備

保育所等に係る施設整備については、地方分権の観点から、地域の自主性・創意工夫を活かしながら、国の基本政策である次世代育成支援対策を推進し、都道府県・市区町村行動計画を支援する新たな制度として、平成17（2005）年度に児童福祉施設等を対象とした「次世代育成支援対策施設整備交付金」を創設し、平成18（2006）年度は民間保育所等の整備の推進を図るため140億円を計上したところである。

また、「子ども・子育て応援プラン」に基づき、引き続き推進していくこととしている待機児童ゼロ作戦に基づく保育所受入児童数の拡大を図るための保育所の新設、増築や、老朽化している保育所の改築整備の促進を図っていく。

さらに同プランに盛り込まれている事業の推進を行うため、地域における子育て支援のための子育て支援相談室等の整備、一時・特定保育事業のための保育室等の整備、乳幼児健康支援一時預かり事業のための保育室等の整備など、地域の実情に応じつつ、創意工夫を重ねて、積極的かつ効果的な整備を引き続き推進していく。

2 保育所への優先入所

保育所への入所については、平成15（2003）年3月に「保育所の入所等の選考の際における母子家庭等の取扱いについて」を通知し、母子家庭等の児童を保育所入所の必要性が高いものとして優先的に取り扱うことについて特別の配慮を求めたところであり、引き続き周知を図っていく。

3 延長保育

保育所の11時間の開所時間を超えて、さらに30分以上の保育を実施する延長保育事業については、「子ども・子育て応援プラン」に基づき、次世代育成支援対策交付金において推進しているところであり、平成18年度予算においては340億円を計上した。

なお、「子ども・子育て応援プラン」においては、平成21（2009）年度までに16,200か所で実施することを目標としている。

4 夜間保育

夜間の保育需要への対応を図るため、開所時間がおおむね午前11時から午後10時である保育所に対して、定員によって定まる保育単価に夜間保育所用加算分保育単価を加算している。

また、夜間保育所として特別に必要となる経費（1か所当たり年額150万円）を補助する夜間保育推進事業については、平成18（2006）年度予算において80か所分、4千万円を計上した。

さらに、夜間保育については、「子ども・子育て応援プラン」において、平成21（2009）年度までに140か所で実施することを目標としている。

5 乳幼児健康支援一時預かり事業（病後児保育）

乳幼児健康支援一時預かり事業（病後児保育）については、「子ども・子育て応援プラン」において、平成21（2009）年度までに1,500か所（全国の市町村の約4割）で実施することを目標としているほか、次世代育成支援対策交付金（ソフト交付金）において、特定事業（同プランにおいて具体的数値目標を定め、重点的に推進する事業）に位置づけられており、引き続き推進を図っていく。

6 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）

放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）については、「子ども・子育て応援プラン」に基づき、平成21（2009）年度までに全国で17,500か所とすることとしており、平成18（2006）年度予算においては、対前年度900か所増の112億円を計上し、引き続き推進を図っていく。

なお、放課後児童クラブにおける母子家庭等の優先的利用については、平成15（2003）年3月に「保育所の入所等の選考の際における母子家庭等の取扱いについて」の通知において、保護者の就業や求職活動、職業訓練などを行うことができるよう、各放課後児童クラブにおいて優先的に利用できるよう配慮を求めたところであり、引き続き周知を図っていく。

第3章

自立を促進するための経済的支援策等

1 児童扶養手当

児童扶養手当制度については、児童扶養手当の申請・相談受付時や児童扶養手当の現況届の用紙を母子家庭の母に送付する際に、併せて、就労支援事業等の内容を母子家庭の母に周知していくように地方公共団体に助言するなど、母子家庭の自立の促進に寄与するよう、引き続き、適切な運用に努めていく。

児童扶養手当の平成18（2006）年度の手当額は、全額支給の場合の月額が41,720円、一部支給の場合の月額は41,710円から9,850円までの10円きざみの額である。第2子については月額5,000円、第3子以降については月額3,000円が加算される。

2 母子福祉資金貸付金

母子家庭の母の経済的自立を助成するとともに生活意欲を助長し、その扶養している児童の福祉を増進するため、引き続き、母子福祉資金貸付金の適切な貸付けを実施していく。

また、平成18（2006）年度においては、新たに、母子福祉資金及び寡婦福祉資金の医療・介護を受けている間についても「生活資金」の単独貸付を可能とし、母子家庭等の自立を積極的に促進することとしている。

3 養育費の確保策

引き続き、地方公共団体の相談業務における「養育費の手引き」の活用や、離婚届用紙交付時に、「養育費に関するリーフレット」の配付をすることなどにより、母子家庭の母等が養育費を確保できるよう支援していく。

